

生活福祉委員会記録

○開催日時

令和5年12月15日 午前9時58分～午後3時50分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（9人）

委員長	阿久根 憲 造	委員	中 島 由美子
副委員長	犬 井 美 香	委員	下 園 政 喜
委員	瀬 尾 和 敬	委員	帯 田 裕 達
委員	井 上 勝 博	委員	委 員 落 口 久 光
委員	川 添 公 貴		

○その他の議員

議 員 森 永 靖 子

○説明のための出席者

市民安全部長	上 戸 理 志	子育て支援課長	前 門 宏 之
次長（危機管理担当）	遠 矢 一 星	医療対策監	古 里 洋一郎
市民課長	川 崎 朋 子	市民健康課長	久 保 淳 一
課長代理	中 園 隆	保健師統括担当課長	井 上 聡 子
防災安全課長	森 山 勝 男	予防グループ長	古 城 和 行
原子力安全室長	宮 田 高 敬	保険年金課長	山 元 茂
環境課長	奥 平 幸 雄		
地球温暖化対策担当課長	原 暢 幸	消 防 局 長	石 原 浩 之
税務課長	川 畑 央	消 防 総 務 課 長	前 田 隆 盛
収納課長	国 分 修	警 防 課 長	濱 田 浩
		予 防 課 長	藤 井 二 信
		通 信 指 令 課 長	元 島 猛
保健福祉部長	小柳津 賢 一		
社会福祉課長	紙 屋 一 朗	水 道 局 長	今 井 功 司
障害福祉課長	加治屋 光 久	経 営 管 理 課 長	橋 口 公 男
高齢・介護福祉課長	中 俣 賢一郎	上 水 道 課 長	西ノ園 裕 治
保護課長	新 川 皇 祐	下 水 道 室 長	松 野 信 作
保護第1グループ員	中 間 隆 美		

○事務局職員

議会事務局長	田 代 健 一	主幹兼管理調査グループ長	原 浩 一
議事調査課長	久 米 道 秋	議事グループ員	森 谷 瑞 生
課長代理兼議事グループ長	上 川 雄 之		

○審査事件等

付 託 事 件 名	所 管 課
議案第130号 財産の取得について 議案第137号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第150号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	消 防 総 務 課 警 防 課 予 防 課 通 信 指 令 課
議案第137号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第145号 令和5年度薩摩川内市簡易水道事業会計補正予算 議案第146号 令和5年度薩摩川内市下水道事業会計補正予算 議案第150号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第151号 令和5年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算 (所管事務調査)	経 営 管 理 課 上 水 道 課 下 水 道 室
議案第137号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第150号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	市 民 課
議案第150号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	防 災 安 全 課
議案第137号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第150号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	原 子 力 安 全 室 環 境 課
議案第137号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第149号 薩摩川内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について 議案第150号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	税 務 課 収 納 課
議案第128号 薩摩川内市上甕島診療所整備基金条例の制定について 議案第129号 薩摩川内市国民健康保険診療施設条例の一部を改正する条例の制定について 議案第137号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第142号 令和5年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算 議案第150号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第156号 令和5年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算 (所管事務調査)	市 民 健 康 課
議案第137号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第150号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	社 会 福 祉 課 障 害 福 祉 課
議案第137号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第143号 令和5年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算 議案第150号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第157号 令和5年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算 (所管事務調査)	高 齢 ・ 介 護 福 祉 課 (社会福祉課)
議案第137号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第150号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	保 護 課 子 育 て 支 援 課
議案第137号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第141号 令和5年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算 議案第144号 令和5年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 議案第150号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第155号 令和5年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算 議案第158号 令和5年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (所管事務調査)	保 険 年 金 課 (税 務 課) (収 納 課)

△開 会

○委員長（阿久根憲造）ただいまから、生活福祉委員会を開会します。

本日の委員会は、お手元の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）御異議ありませんので、お手元の審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取扱いについて申し上げます。

現在のところ、傍聴の申出はありませんが、会議の途中で傍聴の申出がある場合は、委員長において随時許可します。

△消防局の審査

○委員長（阿久根憲造）それでは、消防局の審査に入ります。

△議案第130号 財産の取得について

○委員長（阿久根憲造）まず、議案第130号財産の取得についてを議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○消防総務課長（前田隆盛）それでは、議会資料の1ページをお開きください。

議案第130号は、現在、主要消防署、下甌分駐所に配備してあります高規格救急自動車の更新整備による財産を取得するもので、提案理由は、本会議で局長が説明したとおりでございます。

1の財産の名称は高規格救急自動車で、数量は1台。取得価格及び取得の相手方につきましては記載のとおりでございます。

財産の概要を御覧ください。

ベース車両は日産キャラバン。排気量は2,488cc。乗車定員は7名となっております。納期につきましては、令和6年6月上旬を予定しております。なお、写真は令和元年度更新した高規格救急車で、同型の車両となります。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第137号 薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）次に、議案第137号令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○消防総務課長（前田隆盛）それでは、議案第137号、第9回補正、消防総務課分について御説明いたします。

予算に関する説明書56ページをお開きください。

歳出について御説明いたします。

9款1項1目常備消防費は、補正額459万3,000円の増額です。

内容といたしましては、常備消防一般管理費の事項で、令和6年度の新規採用職員の制服及び手袋等の購入に関わる増額でございます。

次に、2目非常備消防費は事項非常備消防一般管理費の執行見込みによる減額でございます。

次に、3目常備消防施設費では405万2,000円の減額です。

内容といたしましては、常備消防車両等購入費の事項で、中央消防署南部分署、高規格救急自動車の入札執行残による減額でございます。

次に、4目非常備消防施設費では1,252万4,000円の減額です。

内容といたしまして、事項非常備消防施設費委託料は、令和5年度当初予算において、樋脇中央分団塔之原部、車庫詰所を建て替える計画で、設計業務委託及び地質調査業務委託の予算を計上していたものでございます。

令和5年3月市議会定例会で生活福祉委員会において、人口減による消防団の統廃合を考慮し、

消防団車庫詰所の在り方について十分協議を重ねた上で取り組まれたいとの見解を受け、関係機関と協議の上、事業計画を変更し、塔之原部及び川内部の車庫詰所の集約をすることとしたところですが、建設予定地について現在調整中であり、調整に時間を要することから、本年度の設計業務は困難であり減額するものでございます。

今後、令和7年度設計業務委託、令和8年度建設に向けて関係課と協議をしているところでございます。

事項非常備消防車両購入費備品購入費は、消防団車両3台等の入札執行残で減額するものです。

歳入について説明いたします。29ページをお開きください。

22款5項4目雑入は、1万4,000円の減額です。

内容といたしましては、特定健診情報提供事業において、事業所、団体への情報提供事業制度の見直しによるものでございます。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第150号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）次に、議案第150号令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○消防総務課長（前田隆盛）議案第150号、第10回補正、消防総務課分について御説明いたします。

歳出のみとなります。予算に関する説明書、42ページをお開きください。

9款1項1目常備消防費は、事項常備消防一般管理費で、人事院勧告に伴う職員及び会計年度任用職員の報酬、給与費等の増額になります。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）先ほどの補正予算で尋ねればよかったんですけども、会計年度任用職員について、ほかの課で審議しているのを見ていると、会計年度任用職員の最低賃金の引き上げによる報酬増額というのが結構入っているのですが、消防の場合というのは、特にそういう方はいらっやらないということですか。

○消防総務課長（前田隆盛）消防局のほうでは、2名の月額会計年度任用職員を、今、採用しているところでございます。なので、月額の会計年度任用職員については、その最低賃金に関わる部分はございませんでした。

○委員長（阿久根憲造）ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○予防課長（藤井二信）まず、委員会資料の3ページを御覧ください。

初めに、下段4の秋季全国火災予防運動に伴う行事等についてです。

(1)の広報活動ですが、11月9日から15日までの秋季全国火災予防運動の期間中に、幼年消防クラブ員、防火クラブ員、防火管理協会員及び消防団と連携し、市内の物品販売店舗におきまして防火旗を掲げ、市民に対し啓発物品を配布し、火の用心を呼びかけました。

エディオン鹿児島川内店におきましては、高所放水車を使い懸垂幕を掲げ、マスコットキャラクター、ユリハナ君も参加し、火災予防を呼びかけました。

また、ほかの店舗におきましては、幼年消防クラブ員の「火の用心、お願いします」の呼びかけに、来場者が立ち止まって聞いていただき、火の用心を誓っていただきました。

次に、4ページを御覧ください。

(2)の防火ポスター、図画作品の展示についてです。

当局では、毎年、市内の保育園、幼稚園、こども園、小学校を対象に防火ポスターの募集を行っており、今回、244点の応募のありました防火ポスター図画作品の中から入選作品58点を、11月9日から26日の間、SSプラザ川内に、11月28日から12月10日まで、当局の防災研修センターに展示し、火災予防の啓発活動を実施しました。

防火管理協会会長賞に輝いた八幡小の児童は、1年生から毎年応募し6年生となった最後の年に最高賞を獲得しました。

続いて、下段、(3)の消防フェスタ in 長浜についてです。

11月11日、下甌分駐所、消防団下甌大隊、航空自衛隊下甌分屯基地、薩摩川内警察署の協力を頂き、火災予防思想の一層の普及を図ることを目的として、消防フェスタ in 長浜を開催しました。

地域住民の方々に、消火、放水、煙体験、心肺蘇生法などの体験型イベントを通じ、消防に関心を深めてもらうとともに、各機関が連携して防火防災意識の向上、普及啓発を行いました。また、マスコットキャラクター、ユリハナ君も、初めて甌島での火災予防啓発活動を行いました。

次に、5ページを御覧ください。

5の第7回消防フェスタについてです。

火災予防思想の一層の普及を図ることを目的として、11月19日日曜日、中央消防署におきまして第7回消防フェスタを開催し、大人、子どもを交え352名の来場者がありました。

はしご車等の体験搭乗をはじめ、放水体験や防災研修センターでの地震体験等を実施し、多くの市民の皆様にご来場いただきました。

次に、9ページを御覧ください。

9の薩摩川内市消防団年末特別警戒及び消防出初め式についてです。

まず、(1)の年末特別警戒ですが、12月28日、29日の2日間、年末における各地域の火災予防活動を実施する予定でございます。

また、28日には、年末特別警戒に伴う激励巡視を予定し、本土地域9班、甌島地域2班の計11班で、市長等を巡視官として、資料の9ページから10ページに記載のとおり実施予定でございます。

次に、10ページの下段、(2)の令和6年薩摩川内市消防出初め式についてです。

出初め式は3会場を予定し、本土会場は1月6日土曜日の9時から、上甌会場は1月7日日曜日の10時から、下甌会場は1月7日日曜日の14時から実施いたします。

昨年までとの変更点でございますが、本土会場は市中パレードは行わず、消防車両展示ブースを設置いたします。また、来賓者を含む招待者は、コロナ禍前の規模に戻すことといたします。消防団員の参加人員及び式典内容については通常どおり、一般観覧者の入場制限は行わない予定でございます。

消防出初め式は、消防職員、消防団員の士気を高めるだけでなく、市民の皆様の防災意識を高めさせていただくことを目的に行われるものでございます。ぜひお越しいただきますようお願いいたします。

最後になります。12ページを御覧ください。

11の令和5年火災救急発生状況についてです。

(1)の表になりますが、11月末現在、火災は33件発生し、前年と比較すると6件減少しております。損害額は、まだ調査中で算入していない火災の分があります。暫定の数値として御覧ください。

救急につきましては、4,548件で302件増えております。

次に、上段右側にある小さな表は、火災による死者・負傷者数の表になります。表にありますとおり死者はなく、負傷者が6名でございます。

負傷者の6名のうち5名は、枯れ草や木及び建物火災で消火をしようとして、手や顔にやけどを負ったもので、うち4名は65歳以上の高齢者でございます。

続いて、(2)と(3)の表は、地域別と月別の火災発生状況の表になります。

(2)の地域別火災発生状況ですが、昨年と比較しますと、川内、樋脇、入来及び祁答院地域で減少しております。

(3)の月別火災発生状況では、5月と8月が前年を上回り、9月を除く月は、昨年の件数より下回っている状況でございます。

次に、(4)と(5)の表は、地域別と月別の救急の発生状況の表になります。

(4) 地域別救急発生状況では、川内、入来、祁答院、下甌地域が増加しております。

また、(5)の月別救急発生状況では、3月を除き昨年より増加し、救急件数は増え続けております。

なお(5)、表の一番下の行に記載してありますドクターヘリ要請につきましては、11月末までに37件要請があり、昨年より30件減少しております。なお、5件はキャンセルした件数で、要請はしたものの救急隊の現場判断、天候不良などでキャンセルとなったものでございます。

(6)の表は、昨年中の火災件数等でございます。御参考に御覧ください。

最後に、資料に記載はございませんが、年末年始の慌ただしい時期を迎え、火の取り扱いがおそろそかになることもあることから、市民の皆様が年末年始を無火災で過ごしていただくことを目的に、本日の12月15日から来年1月10日まで、年末年始の火災予防運動を実施します。議員の皆様におかれましても、火の取り扱い、火の始末には十分気をつけていただきたいと思います。

○委員長(阿久根憲造) ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員(下園政喜) 消防の各部と協議をずっとしておられるようですが、その消防の感触、そして、どのような目的でそういう面談をしたのかということです。団の編成はあるのかと。

そしてまた、全部、面談が済んだ後の今後のスケジュールはどのようになっているか教えてください。

○警防課長(濱田 浩) 今、御紹介いただきました消防団の聞き取り調査につきましては、本年9月12日から開始し、現在、本土地域の52部の聞き取りを終了したところでございます。

あと、今月中に甌地域、それから団本部女性分団の聞き取りを実施することとしております。

これまで、今回の消防団の聞き取り調査については、前回、令和プロテクト・トークで新入団委員の加入促進に取り組んだところ、思いのほか加入が進まなかったことや、あるいは地域によっては高齢化が進んでいることなど等を踏まえ、現状の消防団の各部、地域の現状を知りたいということで聞き取りを実施しているところでございま

す。

実際、消防団の方々の御意見の中では、もう若者がいない、あるいは若い人はいても、なかなか首を縦に振ってくれないなど、非常に新規入団というのは難しいところがあるのかなと考えておりますが、引き続き加入促進というところは、消防団、それから消防後援会、地域の方々と連携を深めながら、団員数の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

今回の聞き取りについては全てが終了したわけではございませんが、全てが終了した段階で、それらの意見等を集約し、今後、各地域の部、分団部がどのようにあればいいのかというところ、いろいろな御意見を伺いながら、組織の再編というところは検討してまいりたいと考えております。

それらを踏まえて、スケジュール的には令和7年3月31日が消防団の方々の幹部の任期でございますので、そのときに併せて条例の提出であったり組織の再編方針というところはお示しできればと考えているところでございます。

○委員(下園政喜) スケジュールは令和7年ということですけど、その前に、その方針というやつは出てこないのですか。いきなりですか。

○警防課長(濱田 浩) 方針については、年明けの1月中にはある程度の大枠というか、そういったものはお示しさせていただければと考えているところでございます。

○委員(瀬尾和敬) 今年3月のこの委員会で、消防団詰所にAEDを設置できないかということ、消防団員の方の代弁したつもりでした。

その後、局長、総務課長も交代されておりますが、消防団にAEDを設置するということについて検討されたのか、それを、ちょっとお伺いしたいと思います。

○警防課長(濱田 浩) 今年の3月の委員会のほうで、消防の車庫詰所にAEDの配備をというところで御意見は頂いたところでございます。

その中で、消防団の車庫詰所については70を超す部がありまして、車両台数についても90台を抱えている状況ではございますが、現時点では、車庫詰所というのを、やはり盗難防止等々の観点から施錠をしているところもありますので、AEDを確かに配備することで、地域の方々が使えるような状況に、すぐ使えるような状況に持ってい

くことが、そもそもの大前提で地域に貢献できるのかなと考えておりますので、それらのことも踏まえて、AEDの配備ができるのかできないのか、あるいは他の地域でどのような対応を取っていらっしゃるのかというところは、また調査研究をしてまいりたいと考えております。

○委員（瀬尾和敬）予算も相当かかることとは思いますが、ただ、そうやって消防団の方々が自分の職務を全うしたいために、そうやって訴えてこられたというのは、私は貴重な御意見だと思って、ここで述べたところであります。

また、年末警戒のところに行くのと、その人と顔を合わせます。そこで、消防局としても前向きに検討しているんだよということをお伝えしたいと思いますが、そういう答えてよろしいですか。

○警防課長（濱田 浩）消防団の方々の地域貢献というところで、国のほうでもいろいろな資機材の配備というところの中でAEDも入っておりますので、それらの配備ができないのかというところも、また、県、国と協議を進めながら前向きに考えていきたいと考えております。

○委員（帯田裕達）二、三、お伺いします。

先ほど補正予算にも出てきたのですが、塔之原分団の格納庫、そして、また河内部と一緒にということで計画をなされ、場所については庁舎内で検討中ということでありましたが、どれぐらいの、何年後をめどにそういうことを進めていかれるのか、お答え願います。

○消防総務課長（前田隆盛）まず、地元との協議は終わって、その集約という部分は合意が得られております。

今、言われたように建設予定地、候補地について2か所程度、今、考えているのですけれども、その関係課との協議という部分で、今、調整をしているところでございます。

先ほど補正予算の減額の説明の中で少しだけ触れたのですが、取りあえず令和7年度に設計、令和8年度に建設に向けて、今、調整をしているところでございます。

○委員（帯田裕達）予算の面とか地元の同意とか、場所の設定はなかなか、市有地で市の持っている土地になると思うのですけれども、十分検討されて令和8年度に出来上がるということですので、そういうことを、やっぱり周知されて、消防

団の方々とか地域のコミュニティの方とか、そういう計画であるということは、やはり教えていったほうが問題なく進めるのではないかと思いますので、その辺はよろしく願います。

あと、もう一点ですが、防災士の、私、一般質問をしたときに、分団長並びに消防職員は特例で減免もあって、なるべくそういうのを取っていきたいという話でしたが、消防職員、分団長、何人ぐらいそういうのを受講されて、資格を取られているのか教えていただきたい。

○消防局長（石原浩之）防災士の資格取得につきまして、帯田議員からありましたように6月の議会で質問いただいたところでございます。

それ以降、消防職員、正確な数は把握しておりませんが、20人近くの職員が資格取得をしたところでございます。

それ以降、消防団員につきましては、消防団幹部会議の中でお話をさせていただきまして、その当時は1名だけだったんですが、それから、あと1名資格取得されまして、今現在2名の方が防災士の資格を、消防団の方は持っていられるところでございます。

○委員（帯田裕達）全国的にも広がっている制度ですので、ぜひ受講されて資格を取られて、地域防災について更に検討していただきたいと思えます。

それに今度、最後の質問ですが、上甌・下甌の消防職員の住宅の浴室改善整備について、シャワー室も含めてどのような計画なのか教えていただきたい。

○消防総務課長（前田隆盛）上甌分駐所の浴室、シャワー室が、実際、脱衣場もないような状況の環境に現在あります。

来年度、そこの改修という部分を考えていたのですけれども、本年度の既定予算の中でできる見込みができたものですから、3月までの間にユニット、シャワーユニット、そういうものを整備をしたいと、今、進めているところでございます。

○委員（帯田裕達）ぜひ、やっぱり職員が快適に仕事に従事して生活できるような整備を、今後も検討して整備していただくようによろしく願います。

○委員（下園政喜）何回もすいません。消防出初め式が行われますが、その後に後援会が主催す

る直会、新年会等に、市の幹部は一切来ないということがうわさされています。正式に、その各後援会にお知らせをしましたか。なぜこういう経緯になったか、ちょっと教えていただけませんか。市長は、大変乗り気だったんですけどね。

○消防局長（石原浩之） 出初め式の後の直会についてでございますが、コロナ前につきましては、市長をはじめといたしまして市の幹部の皆様方、また消防局の管理職についても、地域、後援会の皆様方から案内を頂きまして、招待を受けたところに参加させていただいていたところがございます。

この直会について、消防局といたしましてもいろいろ協議をさせていただきました。また、市長とも協議をさせていただく中で、この直会の目的というふうなこと、また地域、後援会の皆様方が地域のために頑張っている消防団のために、年始め、消防出初め式が済んだ後に激励と感謝の意味を込めて実施されているということを考えて、今後、出初め式の直会につきましては、案内を頂いたところにつきましても参加しないというふうなことで協議をさせていただいたところがございます。

○委員（下園政喜） それは、協議して決まったことは、決まったことで、よしとせないかんですが、それを各後援会等に何らかの形で連絡は行っていますか。

私は正式な書いたものとか、何も来ていないのですが、ただ口頭で言って、うわさなのか、正式な通達が来ていないような気がするんですけど、準備している後援会もあると思いますが、いかがなものでしょうか。

○警防課長（濱田 浩） 今回の出初め式の後の直会については、各消防団の方々と講演会の方々、地域の方々が協議される中で実施される場所、そうでないところとあるというところは聞いております。

その中で、今回、事前にされるかされないか分からない中で、行きませんというのがどうなのかというところもありましたので、各地域の案内があった場合には、今回は参加できませんというように形で対応をさせていただきたいと考えております。

○委員（犬井美香） ちょっと2点ほどお聞きし

たいんですけど、まず1点目が、操法大会が行われているんですけども、各分団の練習場所というところがなかなか見つからないというか、練習しづらい場所で練習したりというような現状があるようなんですけど、その練習場所の確保については、何かお考えはないですか。

○警防課長（濱田 浩） 操法大会の練習の場所というところでございますが、これまで、それぞれの地域の消防団の方々に近くの場所、水利がある場所等々をそれぞれ御検討いただいて訓練に励んでいただいていたところでございます。

そしてまた、当然、訓練場所についても、場合によっては、この分団は非常に困っているというお話も聞いてはおります。

ただ、それらを踏まえて、各分団の方々がそれぞれできる場所を確保するという事は非常に難しいのかなというところがございますので、どうしても場所に困るようであれば、近くの署、分署等の場所を活用していただきながら訓練に励んでいただきたいと考えております。

ただ、どうしても分団によっては、その署所までが遠いなどの弊害もちょっとありますので、場所等についてはこちらとしても御相談等があれば、どこかいい場所がないかというところは、また検討させていただければと考えております。

○委員（犬井美香） ぜひ、この操法大会をずっと続けていくのであれば、この練習場所というところもすごく大事かと思っておりますので、分団、消防団の方々が苦慮されないように、ぜひ相談にも乗っていただきたいですし、考えていただきたいと思っております。

2点目は、ハラスメント対策というところなんですけれども、消防局の方々は、皆さん、市民の安全であったりとか、そして財産を守っていくためにも、すごく頑張ってくださいとはいわゆるんですけども、そういう過酷な現場であるからこそ、やはり職場の環境というのはすごく大事なかなというふうに思っております。

このハラスメント対策を行う上で、職員への研修というところは必ず必要かと思うんですけども、現在はどのようにして行っているかというところをお聞かせください。

○消防総務課長（前田隆盛） このハラスメント対策についての職員への研修という御質問です

けれども、まず研修については、まず幹部職員、上席に当たる部分、そこにつきましては、例えば管理監督者のメンタルヘルス研修とか、あと人権啓発研修とか、全ての課長等が受講しております。

内容につきましても、当然、このメンタルヘルス研修についても人権啓発研修についても、パワハラとか、そういうハラスメント対策が関わる内容等ございました。

また、全ての職員に対しての研修でございますが、市全体でやっているリモートラーニングになりますけれども、そういう研修を、毎年、全ての職員が受けていただくような形でしております。

また、いろんな判例等も各職員に見てもらおうような、そういう通知というか、所長を通じてやる等の研修を含めて行っております。

○委員（犬井美香） 実際行われているということで、少し安心したところなんですけれども、やはり職場が安心できなければ、仕事にきちんと向き合うということが、やはりできないと思いますので、ぜひ今後も研修を続けていただきながら、実際、消防局の中の職場環境というのがどうなのかということもまた振り返っていただきながら、よりよい職場環境というのをつくっていただけるよう、よろしくをお願いします。

○委員長（阿久根憲造） ほかによろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、消防局の審査を終わります。

△水道局の審査

○委員長（阿久根憲造） 次は、水道局の審査に入ります。

△議案第137号 令和5年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造） まず、審査を一時中止しておりました議案第137号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○経営管理課長（橋口公男） 予算に関する説明書、第9回補正の55ページを御覧ください。

8款5項4目下水道費の事項下水道管理費は、

県の最低賃金改正に伴い、会計年度任用職員の報酬を増額するものであります。

次に、64ページを御覧ください。

13款2項1目公営企業費の事項簡易水道事業費は、下甌島簡易水道整備事業において国庫補助の追加内示に伴い、後年度に計画していた老朽管更新事業を前倒して実施するため、一般会計からの出資金を増額するものであります。

その下、事項下水道事業費は、川内文化ホール跡地に隣接する向田ポンプ場の管理用地について、舗装及びフェンス取替え工事を行う必要があることから、一般会計からの負担金増額をお願いするものです。

○委員長（阿久根憲造） ただいま当局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第145号 令和5年度薩摩川内市
簡易水道事業会計補正予算

○委員長（阿久根憲造） 次に、議案第145号令和5年度薩摩川内市簡易水道事業会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○経営管理課長（橋口公男） 別冊の簡易水道事業会計予算書、予算に関する説明書の14ページを御覧ください。

収益的収入の1款2項6目1節消費税及び地方消費税還付金は、資本的支出において建設改良費を増額することから消費税還付金を増額するものであります。

その下、資本的収入及び支出は、国庫補助金の追加内示があったことから、後年度に計画していた老朽管更新事業等を前倒して実施するものです。

収入では、1款1項1目1節企業債は国庫補助事業に係る財源として増額、2項1目1節一般会計出資金は財政支援分として増額、6項1目1節国庫補助金は追加内示があったことから増額するものであります。

15ページを御覧ください。

支出では、1款1項1目25節工事請負費の増額は、長浜地区の配水管布設替え工事を行うものであります。

戻っていただきまして、6ページを御覧ください。

第4条において、企業債の限度額を5,000万円増額し、1億170万円に変更するものであります。

改良工事の内容につきまして、上水道課長が説明いたします。

○上水道課長（西ノ園裕治） 今回の補正の内容につきまして、生活福祉委員会資料の水道局で御説明いたしますので、資料の2ページを御覧ください。

下甌町の長浜地区におきまして、平成30年度から公共下水道整備に併せて国庫補助の生活基盤近代化事業を活用して、老朽化した配水管の更新事業を実施しております。

今回の補正では、国庫補助の生活基盤近代化事業において、追加内示に併せまして後年度に計画をしていました図面の中ほどに赤線で表示してあります配水管布設替え工事1,000メートルを前倒して実施しようとするものであります。

○委員長（阿久根憲造） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川添公貴） ちょっと教えてもらいたいですけれども、これ、国庫補助50%の事業なのかどうか。見れば50%なんで、それはそれで教えてもらいたい。

それから、特定離島の事業対象にならなかったのかなと思ったんです。特定離島をやれば補助率が高いんで、そこを教えてもらえませんか。

○上水道課長（西ノ園裕治） 国庫補助の補助率は50%です、委員、言われたとおり。こちら、本管事業につきましては国庫補助事業でしておりまして、特定離島のほうは、これに関わる給水管のほうの工事を実施しているところであります。

[発言する者あり]

○上水道課長（西ノ園裕治） 国庫補助に乗る事業につきましては、国庫補助事業を採用してするようになっておりまして、乗らないのを特定離島なんかを採用して事業をしているところであり

ます。

○委員（川添公貴） 了解しました。いや、もったいないので、せっかく使えるのであれば特定離島を使ったほうがいいのかなと思って。

それで、もう一つ、過疎債がここは使えるので、過疎債が使えないのかなと思ったりもしたんです。後年度負担が少ないしと思ったんですが、一番効率のいい50%・50%は使われたということで理解したいと、現段階です。一番効率のいい50・50だろうということで理解したいと思えます。

○水道局長（今井功司） 起債の企業債の関係の、今、お話もございましたので、こちらの事業につきましての企業債は、辺地債と簡易水道事業債の両方を、可能な限り返地債を借り入れる形で充当を、予算を借り入れをしているところでございます。

○委員長（阿久根憲造） ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造） 質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第146号 令和5年度薩摩川内市
下水道事業会計補正予算

○委員長（阿久根憲造） 次に、議案第146号令和5年度薩摩川内市下水道事業会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○経営管理課長（橋口公男） 別冊の下水道事業会計予算書、予算に関する説明書の14ページを御覧ください。

収益的収入の1款2項2目1節一般会計負担金は、一般会計からの負担金を増額するものです。

その下、支出では1款1項2目25節工事請負費は、川内文化ホール跡地に隣接する向田ポンプ場の管理用地について、景観を考慮し、舗装及びフェンス取替え工事等を行う必要があることから増額をお願いするものです。

戻っていただき、6ページを御覧ください。

宮里浄化センター等包括的維持管理業務委託の債務負担行為の期限が終了することから、新たに債務負担行為を設定するもので、期間を令和5年度から令和8年度までとし、限度額を3億6,900万円とするものであります。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第150号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）次に、審査を一時中止しておりました議案第150号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○経営管理課長（橋口公男）予算に関する説明書、第10回補正の39ページを御覧ください。

8款5項4目事項下水道管理費は、人事院勧告に伴い給与費等の増額であります。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質

疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第151号 令和5年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）次に、議案第151号令和5年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○経営管理課長（橋口公男）同じく予算に関する説明書の63ページを御覧ください。

歳出から説明をいたします。

1款1項1目事項温泉管理費は、人事院勧告に伴う給与費等の増額であります。

62ページを御覧ください。歳入の説明をいたします。

4款1項1目1節前年度繰越金は、人事院勧告に伴い増額をするものであります。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより

所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（下園政喜）下水道についてお伺いいたしますが、新規加入者の状況はどうなっているのかということと、夏場に下水道フェアというのを行われましたが、参加状況はどうだったのか。

そしてまた未加入の、未接続の人たちにも案内を出していたのかということ、ちょっとお聞きしたいと思います。

○下水道室長（松野信作）ただいま御質問のありました加入状況ですが、今年度は75、加入がございまして、10月現在で。

下水道フェアのほうは、八十数名参加を来ております。昨年度も同様な数字となっておりますので、下水道フェアについてはです。

それと、もう一点言われた、未加入者への案内はしているかということでございますが、夏ごろですか、7月ぐらいに第2地区の整備をしたところについては、十数件訪問もして、接続の依頼をしております。

ただ、これまで未加入であったところに通知を出したかというお問合せについては、今年調べたところへはしておりませんので、今後、令和6年度に向けて資料を整理して、令和6年度において、今まで未加入である方に案内文を出そうというふうに計画しております。

○委員長（阿久根憲造）ほか、ございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

以上で、水道局の審査を終わります。

△市民課の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、市民課の審査に入ります。

△議案第137号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）まず、審査を一時中止してございました議案第137号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民課長（川崎朋子）それでは、予算に関

する説明書の33ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費のうち市民政策調整費は、会計年度任用職員報酬に係る最低賃金の改定に伴う調整によるものと、部内の時間外手当の増額補正になります。

続きまして、36ページをお開きください。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、氏名の振り仮名法制化に係るシステム改修の委託料になります。

これは、住民基本台帳ネットワークシステムだけでなく、コンビニ交付に係るシステムなど、連携する複数のシステム改修費が必要になるため、金額が大きくなっております。

なお、システムの仕様書等の詳細が、まだ定まっておらず、年度内の事業完了が見込めないため、繰越明許費としても計上させていただいております。

次に、住民基本台帳ネットワークシステム事業費は、コンビニ交付に係る委託料です。マイナンバーカードの交付率の上昇に伴い、コンビニ交付の利用率も大幅に増えており、委託料が不足するため増額をお願いするものです。

次に、個人番号事業費は報酬の減額です。

マイナポイント等の支援に係る日額会計年度任用職員を、当初は残務整理を含め10月まで雇用する予定でしたが、国からマイナポイントの支援に係る人件費の補助対象が9月までとの通知があり、残務整理も予定より小規模になったため、雇用を9月で終了し残額を減額としたものです。

次に、歳入についてです。

予算に関する説明書の22ページをお開きください。

16款2項1目16節の社会保障・税番号制度整備事業費補助金は、歳出で説明した氏名の振り仮名法制化に係るシステム改修に係る補助分で、上限額となっております。

次に、同目17節マイナンバーカード交付事業費補助金については、マイナポイント支援に係る人件費の減額分になります。

次に、繰越明許費について説明します。

予算に関する説明書の12ページをお開きください。

2款3項戸籍住民基本台帳費中、社会保障・税番号制度システム整備事業について、歳出で触れ

ました委託料のシステム改修が年度内の事業完了が見込めないことから、繰越明許費の補正をするものです。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第150号 令和5年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）次に、審査を一時中止しておりました議案第150号を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○市民課長（川崎朋子）それでは、予算に関する説明書の15ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費市民政策調整費は、人事院勧告に伴う職員及び会計年度任用職員の給与費等の増額であります。

次に、19ページをお開きください。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費は、先ほどと同様に人事院勧告に伴う給与費等の増額となります。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○市民課長（川崎朋子）それでは、顔認証マイナンバーカードの導入について御説明いたします。

委員会資料の2ページをお開きください。顔認証マイナンバーカードの導入についてです。

1の概要のうち（1）の趣旨は、暗証番号の設定や管理に不安がある方の負担軽減のため、暗証

番号の設定を不要とした顔認証マイナンバーカードを導入するものです。

これは、本人確認方法を機器による顔認証または目視による顔認証に限定したものになります。

（2）の対象者ですが、顔認証マイナンバーカードを希望する方になります。任意であり強制ではありません。新しく申請される方や、現在、暗証番号を設定している方で、顔認証マイナンバーカードへの変更を希望される方が対象になります。

なお、逆の場合、一旦、顔認証マイナンバーカードから暗証番号を設定する場合の切替えも可能です。

（3）導入時期についてですが、資料では未定としておりますが、今週の火曜日、12日付で通知があり、本日12月15日から導入開始となっております。

続いて、2の顔認証マイナンバーカードの特徴についてです。

（1）カードの券面については、外見上区別ができるように、カードの右下部分になりますけれども、追記欄というところに顔認証と記載をされる形になります。

（2）のサービスの有無についてですが、利用できるサービスの一つ目は、健康保険証としての利用です。

本人確認を行った上で、オンラインでの資格確認ができ、さらに、本人の同意があれば、特定健診等の情報や診療、薬剤情報等の閲覧が可能となります。

二つ目は、券面の顔写真や4情報の記載事項、氏名・生年月日・住所・性別、券面に記載されている事項を用いた本人確認書類としての利用です。

利用できないサービスは、暗証番号が設定されないため、暗証番号を必要とするサービスが利用できなくなります。

例えば、マイナポータルでのオンライン申請やコンビニ交付、その他のオンラインを使った手続というのは利用できなくなります。

3、手続の方法ですが、導入が開始されれば本日以降という形になりますが、本庁、支所受付が可能です。本人または代理人に来庁していただく必要があり、既にカードをお持ちの方はカードの持参が必須となります。

カードをお持ちの方が顔認証カードへの設定の変更を希望され、御本人が来庁される場合はカードの持参のみで手続きができますけれども、代理人の場合は、委任状やそれぞれのケースに応じて付随する書類が必要になるため、事前にお問合せいただきたいと考えております。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）この顔認証なんですけれども、本当に100%信頼がおけるのかどうかということが、まずあると思うんです。

例えば双子の兄弟でほとんど顔が変わらない、見た目が変わらないという方も、たまにはいっちゃるんですけれども、そういうのは顔認証でもちゃんと判別できるんでしょうか。

○市民課長代理（中園 隆）一応、システム上の顔認証の制度というのは、70%以上ということは聞いています。

そこで確認できない場合は、今、目視モードというのがありまして、マイナンバーカードのお写真と、本人とを御確認した上で視覚確認を行うという形になっていますので、100%という、そのシステムでの返しはないのは想定した上での対応を、今、するというところで運用はなっております。

○委員（井上勝博）その目視モードというのは、つまり写真と見比べて、受付の方が見比べるわけですね。だけど、さっき言ったように双子でそっくりという人も、たまにいらっしゃるけど、そういうのは、例えば暗証番号というのは、この場合は最後は暗証番号なんですか。どうするんですか。

○市民課長代理（中園 隆）顔認証マイナンバーカードには、もう暗証番号という認証がないので、もう目視モードになります。

でも、そこはもう病院の判断にはなると思いますが。受付の方が、双子って分かるのがどの時点なのかです。一人で来られたときに、この子が双子なのかどうか分からないんですけれども、もし違うのかなというときには、今、まだ保険証も併用期間なので、保険証の提示をお願いする形での運用をするようにという形にはなっております。

○委員（井上勝博）目視モードもなかなか難し

いと私は思うんですけれども、任意であるというふうになっていますけれども、なぜ、こういう顔認証が必要かということなんですけれども、恐らく、施設などでマイナンバーカードを管理するのが難しいということから、こういうのが始まったんじゃないかなと思うんですけれども、そうなんですか。

○市民課長（川崎朋子）確かにそういうお声が多かったので、反映をされたという形にはなっているかとは思いますが。

やはり、今後マイナンバーカードを普及をする上で、今後、まずは保険証の一体化という形での取組をしている、国のほうがです。国の取組をしているので、そちら、保険証の一体化を進める上で、顔認証マイナンバーカードの導入というふうになったかと理解しております。

○委員（井上勝博）ですから強制、任意では一例えば保険証を来年の10月から廃止ということが決まっているわけです。そうすると、さっきの顔認証というような、最後の暗証番号もないわけですので、保険証もないわけだから、これしかないわけですよ。そうするとどうするのかなという疑問というのは、やっぱり、どうしても出てくるわけです。

それで、施設の方々なんかは、施設のほうが嫌がるわけじゃないですか、暗証番号のカードは。だから、この顔認証ということをしてくださいという、事実上、訳も分からない状態で顔認証のカードを、本人は、あんまりどっちでもいいわけですよ、本人は。だけど、顔認証にしてくださいということになってくるわけじゃないかと思うんです。

それから、もう一つ問題なのは、病院の側は、こういう顔認証の場合のシステムというのは、導入は、もう100%なんですか。

○市民課長代理（中園 隆）医療機関への導入は、すみません。詳しい数字は、ちょっと把握していませんけども、9割以上はシステムの導入は済んでいるということは聞いております。

また、その顔認証のマイナンバーカードの、今、バージョンも上がっているというのは聞いております。

○委員（川添公貴）マイナンバーカード、顔認証のやつができるということが一つ、それから暗

証番号ができるということが一つ、暗証番号だけでも行けるというやつが理由説明ですよ。顔認証のカードも作れるし、どっちでもできるという、任意制。

お伺いしたいのは、保険年金課で聞こうかなと思ったんですけど、それは置いておいて、マイナンバーカードを使ったときに、私、病院で保険証代わりに、今、使っているんです。行く先々で、顔認証と暗証番号と病院ごとにやってみるんです。顔認証でも通るんです、顔認証。たまたま病院は、今、マスクをつけなきゃいけませんので、マスクをして顔認証した。きれいに通っていった。次は今度は、次の病院は暗証番号で入れてやったんです。

この説明を聞くと、今、持っているカードは両方使えるということで理解していいのか、それともナンバーのほうに振っていくのかということがちょっと気になったので、今、実際に使ってみれば両方使えるんです。顔認証でもどっちでも。このままでいいということでしょうか。

○委員長（阿久根憲造） 課長、いいですか。今回のこの改定は、マイナンバーカードを自分で使えないような重篤な高齢者であったり、医療的ケアが必要な児童さんであったりとか、そのような方が対象での改正かなと思うんですけど、その辺りの背景も含めて、ちょっと御説明いただければと思います。

○市民安全部長（上戸理志） 背景については、先ほど課長、それから代理からも触れさせていただきまして、やはり、保険証を来年の秋に廃止するという方針、こちらが一番大きいということと、あと前回、井上議員からも言われたセキュリティーの関係、井上議員が6月、9月、高齢の方たちが、このマイナンバーカードに暗証番号まで書いて持ち歩いているので、落としたらそういう不安があると言われて、私は答弁としては、キャッシュカードとかクレジットカードも一緒です。そこはしっかり個人が管理しないといけないというふうな答弁させていただきました。そういう背景も、一部あるかと思います。

一番は、やっぱり保険証の関係が大きいんじゃないかなということと、それから、川添委員からありました、今のこれの制度、現在のこれは一切変わりません。

ですから、私も実際病院で、番号で保険証代わりで入力する場合と顔と、両方ともパスします。どっちでもできます。それは変わりません。

今日から始まるこの制度は、その番号を持つ者が不安だという方、数としてどのぐらい来られるかということ、我々としても、さほど、そう大きな、窓口に混乱を来すほどの影響というのではないというふうに見込んでおりますが、そういう不安を持たれている方が、今日から切替えができるという制度ですので機能は落ちます。コンビニ交付が使えなくなります。それから、オンライン申請できなくなりますけど、言うように、身分証明書等々の活用はできるということで、機能は落ちるんですけど、そういうことを望まれる方は切替えができるという、そういう制度ですので御理解ください。

○委員（井上勝博） これは、特に予算を伴うものではないわけですか。

○市民課長（川崎朋子） 特に予算を伴うものではなく、強いて言うならば、例えば広報をするためにチラシを配布するとか、そういう形になれば印刷製本費等は出てくるかと思えますけれども、大きくそういう予算を伴うものではないと認識しております。

補足で申し訳ありません。

そのマイナンバーカードに切り替えをされる住民の方の御負担というのもございませぬ。

○委員（川添公貴） 言いかけたんですけれども、このマイナンバーカードは、来年、保険証代わりに全部切り替わるんですけど、現時点でマイナンバーカードを保険証代わりに使っている人の把握というのは、ここで聞くの、それとも保健年金課。

○市民課長（川崎朋子） 大変申し訳ないんですけれども、そちらの把握というのは、市では分からないところになりますので、把握というのは、もう国というような形になるかと思えます。なので、申し訳ありませんが、保健年金課も、恐らく分からないかと思えます。

○委員（川添公貴） いや、報道等で、なかなか保険証代わりに使いにくいということで使っていないという報道があったもんで、私は100%使っているんです。20円、20円安くなるのかな。10円か20円安くなるって病院が勧めるもので、必ずマイナンバーカードで手続するんですけど、分

かりました。

ある時点において、10月前までに、ある時点において利用率等が分かるようであれば、来年の6月とか、そういう形でもできるようであれば集計をしていただければと思います。

○委員長（阿久根憲造）ほか、ございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

以上で、市民課の審査を終わります。

△防災安全課の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、防災安全課の審査に入ります。

△議案第150号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）まず、審査を一時中止しておりました議案第150号を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○防災安全課長（森山勝男）議案第150号令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算について、歳出について御説明いたします。

予算に関する説明書、第10回補正の42ページを御覧ください。

9款1項6目災害対策費で10万2,000円増額するもので、その内訳は説明欄にあります会計年度任用職員報酬7万4,000円と、これに伴う職員手等2万1,000円、共済費7,000円は人事院勧告に伴う給与費等の増額であります。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○防災安全課長（森山勝男）それでは、所管事務調査の資料を説明いたします。

資料の3ページをお開きください。

防災安全課の所管事務調査では、防災行政無線システム更新事業概要を提出してございます。令和6年度、来年度から更新整備を行いたいと考えており、更新事業の概要について御説明させていただきます。

大きく三つの項目にまとめてあり、1で更新することの背景、2で更新の基本的な考え方、3が整備の年次計画となります。

まず、1の背景ですが、市の防災行政無線は、現在、平成20年度から順次整備を経て、長いもので15年が経過しております。これらは、耐用年数を超えたものもあり、部品の製造中止、修理対応も難しくなってきているところもございませう。これらの理由により、計画的に更新していこうとするものです。

次に、2です。更新の基本的な考え方を四つ上げてございます。

基本の1は、経費を抑制するため、既存設備を引き継げるものは、なるだけ引き継ぎ、それを継承して整備したいと考えております。

基本の2は、防災行政無線の放送内容をホームページや公式LINE、これらへ自動で連携させる新たな機能を追加導入する予定です。

基本の3は、これまで運用してきた経験から、必要性の低い機器、設備、これらは整理しながら、安全で強固なシステムを目指してまいります。

基本の4では、有利な資金の確保という観点から、緊急防災減災事業債、これを活用しながら、公平で透明性を確保した発注調達とする考え方で

す。

次に、3の整備計画ですが、まず、1期でシステム、心臓部である操作卓、中継局、再送信子局などの基幹部分の更新を令和6年度に実施、順次、屋外拡声子局の柱ごとを更新させる工事を令和7年度、同じく屋外拡声子局の既存の柱を再利用しながら更新する工事を令和8年度で、トータル3か年で整備する計画です。

これについては、また今後、予算編成の中で変更される場合もあることを申し添えさせていただきます。

また、地域コミュニティ無線、自治会放送につ

いては、デジタル技術の進化が日々進んでおりますことから、これらの動向を注視しつつ、スマホやタブレットなどの普及も考慮に入れながら、今後、整備方法を検討してまいりたいと考えております。

以上が資料についての説明になりますが、付け加えて2点、口頭での報告をさせていただきます。

1点目は、去る12月10日日曜日に、SSプラザさんで催しました防災シンポジウムは、市内外から延べ177人の参加がありました。

防災に関する講演とカードゲームなどのワークショップ形式の二部構成で、予定の時間を超えるほどの盛況ぶりでした。

2点目は、今週末の日曜日、17日に開催予定の薩摩川内市サイクルフェスタの参加受付状況です。

行程54キロメートルのエンジョイコースに124人、27キロメートルのハーフコースに37名がエントリー済みです。

フェスタの目的の一つでもある、自転車用ヘルメット着用促進と交通マナーアップに係る意識向上につながるよう、成功に向けて準備を進めてまいります。

○委員長（阿久根憲造） ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） 今の防災行政無線システムの更新事業のことですが、これは国金には全く関係ないというか、家庭用受信機には全く関係ない本体部分ということですよね。

○防災安全課長（森山勝男） 今、この事業計画で説明したこの3期では関係ありません。

その後、また、今も言いましたとおり、いろんな技術の進化等を含めて、様子を見ながら更新はするべきところは更新していかなくちゃいけないというふうに考えております。

○委員（井上勝博） 全体的には、どのぐらいの予算というのは必要なんでしょうか。

○防災安全課長（森山勝男） この防災行政無線の1期から3期まで、今からちょっと変動もあるかもしれませんが、今の見込みで約20億円弱というふうに考えております。

○委員（井上勝博） このうち、国の補助金とか県の補助金とかはどのぐらいの割合なんですか。

○防災安全課長（森山勝男） 補助金というか、地方債で防災対策事業債で整備しようと考えております。

○委員（井上勝博） 難聴地域というか、なかなか雑音が入って聞きづらいとかいう、そういう地域も結構聞かれて、調整に行かれたりとかというのがあるんですけども、そういったものの解消などもこの更新によってできるものなんですか。

○防災安全課長（森山勝男） 今現在、この運用している防災行政無線でも、たまに機械の不備とかでそういう場合はありますが、通常そういった難聴地域というのは発生していないということです。

○市民安全部次長（遠矢一星） 一応、補足になりますけれども、今、地域で、たまに、やっぱり不具合の申出と申しますか、地域から御連絡があります。その場合は事業者のほうに対応していただいております。現時点で、その不具合というのは解消できているのではないかというふうには感じております。

○委員（川添公貴） それは間違いだと思います。うちは聞こえないんだから、防災無線は。だから増幅機をつけてもらっている。なおかつ雨が降ったときには聞こえないです、聞こえない。だから、そういうの1件もないというのは間違いなんです、うちがあるんだから。

だから、雑音が入ったりして雨が降ったりして、デジタルはまっすぐ行くんで、遮られると止まって、そこはいいんです。聞こえなくてもうるさくないから。それはいいんですけど。

この整備計画の中で、コミュニティ無線について、今後、普及進展を見極めながら検討するってあるんですけども、今、確か自治会放送には番号を割り振ってあって、自治会内で全部放送ができるようになっているんですよね。これをやめる方向に持っていくのか、それとも残した上で新しいやつをつくるのか、どういう方向に行かれるんでしょうか。

結構、コミュニティ無線を使って郡部のほうは流しているんで、そこはどういう方向性を持っていかれるのかって、二通り考えられるんで。

○市民安全部次長（遠矢一星） 今、自治会放送などをされている地域コミュニティ無線のほうなんですけど、これは、長年地域のほうで活用され

ておりまして、根づいている部分になります。

ですので、今、これを廃止する方向は基本的には考えていないんですが、ただ、今、一つのコミュニティ、自治会になりますけれども、タブレット等を使って自治会内の連絡をされている、もう放送はされていないというところもございます。今後、こういう形態等がどういう活用されつつあるのかとか、そういった動向も、今後は少しそういうのも頭に入れながら、こういった形で整備していこうかというのを検討を、また進めていきたいと思っています。

長年根づいた今のこの放送体系を、じゃあ、次の更新時に全てやめるとか廃止するというのは、今のところ頭にはありませんけれども、それらも含めてどういった活用ができる、どういった利用ができるという部分も研究をしてみたいというのが一つありますので、御理解いただけたらと思います。

○委員（川添公貴）了解しました。スマホを使ってやっていらっしゃるって、それは若い世帯が多いところだと思います。うちなんか高齢集落なんで、緊急の場合は、ほんなこつ電話番号登録しとってくれやあって、電話機渡してあるですもんね、そういう部落なんです、集落なんです。やっぱりおっしゃるように、そこはしっかりと見極めてもらってやっていただくほうがいいのかなとは思っています。

なかなかこの携帯で、若い人なんかつながっているんですけど、そういうのはできないところがあるので、よろしく願いしておきます。

言おうたいことがあったの、まあ、よかろう。どうぞ。

○委員（落口久光）説明の中に、ホームページとLINEへの自動連携ってあるんですけど、具体的にどうなるんですか。

○防災安全課長（森山勝男）ホームページとLINEへの自動連携というのは、防災行政無線を発報する、メッセージを流れると同時に機械的な操作と一緒に、同時にホームページにも今の防災行政無線の放送内容が表示され、公式LINEにも同じようにそれが表示されるというふうになります。

今も表示はしているんですけども、今は、手入力というか手作業で連携というか発信させてい

るので、それを自動ですするというふうに、今、構築しようと考えているところです。

○委員（落口久光）LINEのメールがそこに入ってくるというようなイメージでいいんですか、LINEだったとしたら。メールとして情報が入ってくる、文字情報で。

○防災安全課長（森山勝男）防災行政無線の放送内容が文字となって、今の放送内容はこういうことだというのが表示されるというイメージで考えております。

○委員（落口久光）一旦はそれでいいかなと思うんですけど、例えば災害のとき、ひっきりなしにずっと情報が来ているとかしますので、もし、あれだったら公式LINEを、ちょっと、ウィンドウとタブを増やして、過去のやつだけで避難指示なのか、いろんな情報とかいうのが層別で確認できるようなやり方があったらもっといいかなと思うので、今後の拡張とかそういうところでやっていただきたいのと、一つは、常時音声が出ると困るんですけど、ちょっと目の不自由な方とか、見にくい方がいらっしゃった場合に、ちょっと何か、その音声案内モードでもあると更にいいかなと思いますので、そこも含めて使い勝手の利便性改善とかいうところも目的に当てていただければと思います。

○防災安全課長（森山勝男）落口委員からありましたように、公式LINEの災害時は重なってくるから過去のモードも見られるようにとか、障害者への配慮した方法も、今後、拡張できる時はということがあったので、いろんな技術が、また日々進化しておりますので、そういう情報も防災安全課でもキャッチしながら、進められるところを進めていきたいと思っています。

○委員（川添公貴）ちょっと、一点だけお願いをしておきたいと思うんですけど、先ほどの地域コミュニティ放送について、固定からやるときは、そうはなかったんですけど、携帯電話からそこにかけて、放送をかけたんですけども、声が割れて、何を言うちょっとか分からんって、後で文句を言われて、ちょっと緊急の用事があって携帯から入れたんですけども、テストだけしてみてくださいか。

固定からしたら間違いないんだけど、携帯からちょっと入れたらです。すみませんけど、チェッ

クだけお願いします。

○委員（瀬尾和敬）この防災行政無線は、我々の地域にとっては、とても重要な役割を占めています。自治会の連絡、それから地区コミの連絡、それから支所の連絡です。

おたくたちは、こういう防災無線を設置するのが仕事であって、その利用規定に関しては、また全然別なところでやっているんですよね。そちらで、防災無線、安全課でやっているんですか。利用規定、やっていらっしゃるんですか。

○市民安全部次長（遠矢一星）運用の規定については、防災安全課と秘書広報課と共同で運用規定をつくっているところです。

○委員（瀬尾和敬）二、三年前に、その従来の運用規定の変更がありましたよね。

いや、もうちょっと具体例で語りますから、祁答院で、例えばこの前、町内一周駅伝とかをやったんですが、そのときは、以前は支所で祁答院町内全戸発信ができる、そういうやり方をしていました。

ところが二、三年前に変更になって、もうそれはできないと。それで、各地区コミで各地区コミの会員さんにやるという、そういう仕組みになって変わったんです。

私どもがやっている祁答院町文化祭というのも、祁答院の文化祭というのも支所ではできないと。各地区コミでやるしかないということで、ずっとお願いして回ったんですけど、挨拶文をつくって、これをお願いしますって回ったんですけど、何か昔とすると、昔というか3年くらい前からすると、様子が変わったなと思ってですね。

○市民安全部次長（遠矢一星）その対象が、例えば祁答院地区内全てのものであれば、支所のほうから一括で放送して、それは特に問題はないと思っております。

○委員（瀬尾和敬）そうおっしゃいますが、そうならないんです。だから、支所の放送を使うときは、市全体の相当な人たちが関係するものでないとできないと。何か以前とすると、ちょっと認識を変えなきゃいけないふうに、変わってきているんですけど。

○市民安全部長（上戸理志）次長が答えたとおり、技術的にはできます。ただ、運用のルールとして、ひょっとすると、本庁、支所、地域の見

直しの中で、そういうふうには支所の役割を見直したという可能性はありますので、そちらの運用等についての、また確認もさせていただきたいと思えます。

ただ、そこのルールを見直した中には、防災安全課として、その防災の部分については、今、言われたイベントの部分ですので、ですから秘書広報を含めたコミュニティとか、そういったところの運用じゃないかなというふうには想像はしておりますが、そこはまた確認させてください。

防災のものについて、市民の安全安心に関わる部分については、これは効率的に迅速性を持って機能をふんだんに活用しているところです。そこは変わっておりません。

○委員（井上勝博）参考のためにお聞かせ願いたいんですけど、先ほど、目が見えない方という話があったんですが、耳が聞こえない方々については、どのような連絡というのは、何かされているのでしょうか。

○防災安全課長（森山勝男）我々、健常者というか、そういう方には今の戸別受信機ですけれども、そういう文字でお知らせできる別のタイプの受信機がありますので、そういう方にはそういう受信機を設置させていただいております。

○委員（井上勝博）通常の連絡だったら、後で見返せばいいわけでしょうけれども、災害とかそういったときに早く気づいてほしいという場合なんかは、文字のそういう特別な機械があるわけでしょうけど、耳が聞こえない人たちにどうやって知らせるといふふうなことになっているんですかね。

○防災安全課長（森山勝男）その受信機には、着信したらランプがつくようになっておりまして、気づくところにいらっしゃれば気づく、そういう機能になっております。

○委員長（阿久根憲造）ほかはよろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

以上で、防災安全課の審査を終わります。

△原子力安全室の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、原子力安全室

の審査に入ります。

△議案第137号 令和5年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）まず、審査を一時中止しておりました議案第137号を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○原子力安全室長（宮田高敬）議案第137号令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち原子力安全室分について御説明いたします。

まず、歳出について、予算に関する説明書の35ページをお開きください。

2款1項16目原子力対策費、事項広報調査事業費につきましては、21万1,000円の減額でございます。1節報酬において、会計年度任用職員の賃金改定に伴う増額のほか、11節役務費の通信運搬費について実績見込みにより増額し、18節負担金補助及び交付金の放射線知識普及啓発人材確保補助金について、対象者がいなかったため減額しようとするものです。

歳入については、補正はございません。

○委員長（阿久根憲造）ただいま、当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）放射線知識普及啓発人材確保ができなかったというお話なんです、これはできなかったということで、今後、この制度そのものはどういう考えで進めていくんでしょうか。

○原子力安全室長（宮田高敬）今回できなかったといいますのが、この補助金自体が、鹿児島純心大学における薩摩川内サテライトキャンパスという災害・被ばく医療科学共同専攻という、こちらの授業を専攻していらっしゃる方の入学相当額を補助するものでございます。今回、対象がいなかったというのが、入学される方がいなかったため減額したものでございます。この補助金につきましては、今後も引き続き続けていきたいと考えております。

○委員長（阿久根憲造）その他、ございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第150号 令和5年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）次に、審査を一時中止しておりました議案第150号を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○市民安全部長（上戸理志）すみません。議案第150号について、人件費の補正がございますので、もうしばらくお時間いただきたいと思っております。

ページとしては、17ページになります。

○原子力安全室長（宮田高敬）すみません。それでは御説明いたします。

17ページをお開きください。

2款1項16目原子力対策費の広報調査事業費につきまして、1節の報酬及び3節の職員手当等につきましては、人勸の改定に伴います増額になります。

○委員長（阿久根憲造）ただいま、当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）次に、所管事務調査を行います。

当局からの報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

以上で、原子力安全室の審査を終わります。

△環境課の調査

○委員長（阿久根憲造）次は、環境課の審査に入ります。

△議案第137号 薩摩川内市一般会計補
正予算

○委員長（阿久根憲造）まず、審査を一時中止しておりました議案第137号を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○環境課長（奥平幸雄） 初めに、歳出について説明いたします。

予算に関する説明書（第9回補正）の45ページをお開きください。

4款1項8目環境衛生費の環境総務一般管理費の増は、会計年度任用職員の報酬に係る最低賃金の改定に伴う調整によるものでございます。

地球温暖化対策費は、歳入に伴う財源調整によるものです。

次に、46ページをお開きください。

4款1項9目公害対策費の減は、環境測定調査業務委託料の執行残でございます。

同じく、46ページの4款1項10目葬斎費の市営墓地管理費の増は、川内芸ノ尾第2墓地の樹木伐採による委託料、葬斎一般管理費の増は、川内芸ノ尾第2墓地に設置しております慰霊塔内の遺骨を合祀するための委託料及び現在慰霊塔第3号棟を新築しておりますが、工事設計変更に伴う工事費の増額でございます。

次に、47ページをお開きください。

4款2項5目ごみ処理費のクリーンセンター管理費の増は、上甌島クリーンセンターの作業部内の換気扇、LED等の照明設置に伴う工事費の請負費の増額でございます。もう1点は、旧鹿島クリーンセンターの解体工事に伴うもので、これについては過疎対策事業債の充当のめどが立ったため、今回、予算計上するものでございます。

旧鹿島クリーンセンターの概要につきましては、委員会資料で説明いたしますので、生活福祉委員会資料の4ページをお開きください。

施設の所在地は、鹿島町藺傘田吹切3643番地の1、処理規模は1日2.8トンの1炉、昭和55年4月供用開始して、平成8年3月に改築を行っております。平成18年4月に休止をしております。その後、鹿市町域のごみについては、下甌クリーンセンターで処理を行っており、甌区域全域について、平成25年7月に島外搬出を行っているところであります。

次に、歳入について説明いたします。

予算に関する説明書に戻っていただきまして、29ページをお開きください。

22款5項4目雑入のうち環境課分の増は、説明欄上から2行目の二酸化炭素排出抑制対策事業

費等補助金で、公募により採択となったため増額をするものでございます。

次に、繰越明許費補正について説明いたします。

予算に関する説明書の12ページをお開きください。

先ほど、旧鹿島クリーンセンターの解体工事に係る補正をお願いしておりましたが、年度内の完成が見込めないことから、繰越明許費を設定する必要があります。第2表に記載のとおり、旧鹿島クリーンセンター解体事業1件分について補正をするものでございます。

○委員長（阿久根憲造） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） この二酸化炭素排出抑制対策事業費の中身をちょっと教えてもらえませんか。

○環境課長（奥平幸雄） 歳入の二酸化炭素排出抑制の補助金のことと、今年度、薩摩川内市におきまして、二酸化炭素排出抑制の地域計画を策定することとしております。その事業費が約800万円ぐらいということで、それに伴う補助金申請を行った結果、歳入として採択されたものが、今度、採入として予算計上するものでございます。

○委員（井上勝博） その地域計画のことで、どんな取組をするのかをちょっと紹介していただきたいんですけど。

○地球温暖化対策担当課長（原 暢幸） 今回、策定しようとしている地域計画区域施策編ということで策定をしているところでございますけれども、まず、薩摩川内市内の二酸化炭素、温室効果ガスといわれる二酸化炭素、換算ですね。その量の把握をした上で、それを2030年、2050年、目標値を設定します。

目標値については、国が示しております。目標値は、2030年度46%削減、それから2050年度実質排出量ゼロということを目指しておりますので、それに見合うような取組を実施するというので、基本的な部分を計画として策定して、その後、実現に向けて実施していくということになっております。

具体的なこういう事業をやりますということでの計画ではなくて、こういうことをして減らしていきますということの計画をまず作っているところ

ろでございます。

○委員（井上勝博）それは、今、市内とおっしゃったと思うんですけども、庁舎での計画だったら、例えば今ある焼却炉だとかが二酸化炭素を出しているわけですけども、これどうするかとかあるんですけど、市内の場合というのは、市内の企業を対象にしてというのを計画を立てるんですか。

○地球温暖化対策担当課長（原 暢幸）対象は、薩摩川内市域全域になります。民間の企業であったり、一般家庭の方々も全て対象にはなりません。

データとしては、各種統計データ等から活動量を試算いたしまして、それに伴う排出量、排出係数等をかけまして、排出量を計算することになります。それに基づいて、年次的にどれくらい削減できたかということも検証しながら、目標値達成に向けて進めていくというところの計画を、今、策定しているところでございます。

○委員（井上勝博）あとちょっとまた違うんですけども、補正予算の中の何ページやったかな。会計年度任用職員の最低賃金が引き上がったことによる増額という話があって、やっとそれが出てきた。今までずっと聞いていて、ちょっと気になっていたんですけど、最低賃金が引き上げたために増額ということは、最低賃金で働いている人たちがやっぱりいらっしゃるわけですよ。どういふ方々が対象になっているんでしょうか。

○環境課長（奥平幸雄）環境課のほうで一人いらっしゃるしまして、治験システムの入力なんかをしてもらっている方が、日額の方が対象。2分の1ですね。2分の1の方の対象分の会計に伴うものでございます。

○委員（井上勝博）それから、この鹿島のクリーンセンターの解体に関わる問題なんですけども、ものすごくダイオキシンで大変なことになっているんじゃないかと思うんですけど、1億円ぐらいの解体費用になっていますが、実際そんなものでできるものなんでしょうか。

○地球温暖化対策担当課長（原 暢幸）今回の解体につきましては、今、委員言われたようにダイオキシン類の曝露対策、飛散防止対策、それからスレート葺きでありますので、アスベスト等も含まれている可能性もありますので、その暴

露、飛散防止対策等も含めた形で、解体工事を進めるということで計画しているところでございます。

今後は進める中でも不足する額が発生する可能性もございますので、そのときには改めて補正等もお願いしていくことになろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員（井上勝博）ちなみに、これだけのダイオキシンで汚染されているというふうなものは、どういうところに処分されていくんでしょうか。

○地球温暖化対策担当課長（原 暢幸）ダイオキシン類等については、除去等を踏まえた中で、対象の設備等の処分をしていくことになるんですけども、過去には上甌島クリーンセンター、上甌島それと下甌クリーンセンターの煙突の解体もしております。

そこでの処分先もありますので、そういう持つて行く対象のそういう場所はあると認識しているところでございます。

○委員（川添公貴）クリーンセンターについて、私も聞こうと思ったんですけど、更地に返した後で、まず土壌検査をしなきゃいけないだろうということがあるので、土壌検査をどうするのかということ、それから更地に戻した後の計画を立てていらっしゃるのかどうかですよ、解体した後更地になるので、どのような計画を持っていらっしゃるのかということ。

さっき井上さんがもろもろ質問したので省きますけれども、島外搬出をするのかということをやっと聞いたかったんですけども、島外搬出先でダイオキシンの処理会社と、それからアスベストの処理会社は違うと思うんですよ、確か。ここは高温処理しなければいけないので。そこまできちっと分かっていたら、教えてもらいたいななどはあったんです。3点、すみません。

○地球温暖化対策担当課長（原 暢幸）解体後の更地にした後の土壌調査等は、必要になってくるかとは考えております。後の解体した後に、必要性があるかどうかというのを検討しながら、必要があれば土壌の調査もしていかなければならないというふうを考えております。

あとダイオキシン類の関係とアスベストの関係なんですけれども、含有しているということであれば、基準値を超えるようであれば、遮断型の特

管産廃となりますので、遮断型の処分場で処分しなければならない。あるいは中間処理として無害化する施設が必要になってくると。どちらについてもですね。

それをやっぱり許可を持っていらっしゃるところを、処分業の方々を調べながら、きちんとした形で処分をしていくということになってきます。

○市民安全部長（上戸理志）跡地利用についての計画があるかということでしたけど、現在、あの跡に何かを使うという計画というのは、現在のところはございません。

○委員（川添公貴）たぶんコンクリート構造等であれば、安定5品目で捨てられるんだけど、そういうのが含んでいたら処理はしなきゃいけないということがあったので、どうされるのかなと思ったところです。

要は、どんどんここも減りゆく土地、人が少なくなっていく土地なので、公園を造ってくださるなんていうことは言いませんので、できれば面積が、寸法が、ちょっとすみませんね、よく見えなかったもので、せっかく総合病院を、今後、計画されていくので、ヘリポートナットを造ればと思って、そしたら土壌検査も何も要らざコンクリートをばーんと貼ればいいんで、私の個人的な考えなんですけど、できれば有効な活用があればということで検討していただければと。

○市民安全部長（上戸理志）解体後のことで、今、即答できませんが、議員、それからまたそういった意見等も参考にしながら協議していきたいと考えております。

○委員長（阿久根憲造）ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第150号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）次に、審査を一時中止しておりました議案第150号を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○環境課長（奥平幸雄）一般会計補正予算の歳出について説明いたします。

予算に関する説明書の今回は第10回補正になります。29ページをお開きください。

4款1項8目環境衛生費、環境総務一般管理費の増額については、人事院勧告に伴う給与費等の調整によるものでございます。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）次に所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○地球温暖化対策担当課長（原 暢幸）私のほうから説明をさせていただきます。

生活福祉委員会資料、市民安全部の部分の5ページをお開きいただきたいと思います。

まず、環境課では、現在、薩摩川内市SDGsイノベーショントライアルサポート事業の実施中の案件3件と、終了した案件1件ございます。それについて御報告させていただきます。

まず、花王株式会社、株式会社ナカダイが実施しておりますトイレタリー製品のプラスチック包装容器の資源循環促進に向けた分別回収モデルの実証実験でございます。これは継続中でございます。

事業名、実施期間等につきましては記載のとおりでございます。

回収量につきましては、対象の3自治会回収量、記載のとおり回収しております。合計で11月22日現在、466.508キロ回収してございます。

この回収したものにつきましては、順次、事業者のほうで分析等を実施しているところでございます。

また、アンケートについても、集計ができたよう報告を受けております。（4）で、参加世帯の声として分別回収の認識度、これにつきましては80%あったと。それから回収後の活用については80%あったと。それから回収後の活用について関心がある方が61%いらっしゃったというこ

とで、意見といたしましては、同じものに再生される、それから異なるものが作られるというような意見や、リサイクルできそうもないものも多そうというような意見が出されております。

また、この分別回収につきましては、詰替えパックの洗うのが面倒だと、それから家での保管スペースがまた別に必要だと、それと店頭での回収、そういったものも場所を設置していただきたいというような、実際に取り組んでいただいた自治会からの生の声が届いているようでございます。

次に、廃棄アルミ鍋類を利用した、鍛金造形でございます。

事業者名、実施期間、事業概要は記載のとおりで、協力自治会として2自治会協力をいただいております。宇都自治会、それから新開自治会、これは事業者の直近の2自治会となっております。協力をいただき、今月12月5日から回収が始まったというふうに聞いております。

それから、次に3番目の廃食油資源循環促進に向けた分別回収モデルの実証実験でございます。

これにつきましても、事業者名、実施期間、事業概要は記載のとおりでございます。

これにつきましても、新たに2自治会が協力をいただいております。鶴峯自治会、それから三堂自治会の2自治会でございます。それぞれ11月12日、それから19日から、順次回収がなされているという報告を受けているところでございます。

最後に、次のページになります。

この事業につきましては、もう実証が完了しているところですが、実証完了に伴っての実証についての取りまとめ等がなされましたので、その報告を受けたので報告いたします。

事業者からは、実績につきましては、まず目標値として定めた搬入量、1万2,000キロ、それから件数として455件を想定しておりましたが、それを上回る重量にして1万8,171キロ超、それと674件の搬入があったということで聞いております。

回収したものにつきましては、(4)に主なものを記載してございます。

まず、食器類がやっぱり24.3%と多く、次に家具、雑貨と続いて、スポーツ用品等まで搬入されているようでございます。それから持ち込ま

れた物の、その後のルートですけれども、販売先としては海外ルートに全体の88%を販売されたと。それから、国内販売につきましては全体の12%でございます。ネット販売分はもう完売されたということで聞いております。

今後の展開としてまとめられてございます。今回の来店者につきましては、98%は川内地域の方で、うち永利の方が最も遠方であったというところでございます。

実装事業者と本市内のリユースショップ、同業他社との協力ができるような企画を、今後、構築していきたいというふうにまとめられております。

それから、東部区域での取組につきましては、実装事業者が年3回程度イベントを開催し、市と連携したごみ減量化に努めたいと、この実績を踏まえてそういうことを取り組みたいということでまとめてございます。

また、新たなビジネスや企業間の連携を生み出し、ごみ減量化を更に進めたいといったことが全体として取りまとめられております。

今後も、今、実施中の事業につきましては、継続的に協力いただく自治体との連携を図りながら、予算を伴わない部分で、この部分を支援していきたいというふうに考えてございます。

また、実施済みのユーズドリレーについては、これについては市のほうでも運用できるようなものがあるとなれば、こちらも、今後、ごみ減量化を進める上で、取り組む内容として考えていきたいというふうに考えております。

以上で、SDGsイノベーショントライアル事業についての説明を終わります。

続きまして、甑島区域葬斎場統合に向けた今後の取組についてということで、資料の7ページからになります。

まず甑島区域の葬斎場の統合方針案でございますけれども、施設の概要等につきましては、1ページの5及び6の施設の概要、位置図にお示ししてございます。それぞれの葬斎場の直近の5か年の火葬件数も併せて記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

統合方針案です。甑島区域の3葬斎場(4炉)を1葬斎場(2炉)に統合し、整備の場所は、鹿島葬斎場敷地内(駐車場)として利用している範囲を場所として選定するというところで考えており

ます。

整備期間は、令和13年度から14年度の2か年を考えております。また、甑大橋の通行不能時に備えて、上甑島葬斎場は霊安室へ改修したいというふうに考えているところでございます。

今後の管理運営方針は、3葬斎場の耐震補強工事は実施しない。3施設の管理運営は、令和7年度までは現在の指定管理で運営をする。

上甑島・鹿島両葬斎場の管理運営につきましては、令和8年度から令和12年度までは5か年の指定管理を考えております。また、令和13年度から新葬場が整備されるまでの期間については、単年度の管理運営業務で行いたいというふうに考えてございます。

また、下甑葬斎場の管理運営については、令和8年度から今回の指定管理が切れた後からにつきましては、単年度の管理運営業務委託を行い、葬斎場施設、設備等が使用不能となった時点で、大規模改修を行わず休止し、鹿島葬斎場を利用していただくということで考えてございます。

2番目です。統合に伴う課題としまして、鹿島地域に葬斎場が統合された場合に、それぞれ、里上甑、下甑地域からのアクセス時間が長くなるということ、それから、県道長浜、藺牟田間では、狭路で道路改良事業も長期間を要するというふうに考えてございます。下甑地域の利便性がちょっと懸念されるところでございます。

以上のような課題があるということは承知してございます。

3番目の意見交換会の実施と今後のスケジュールについてですが、今回の説明の後、年明け1月から3月にかけて、至急、甑区域の各地区コミュニティ協議会の役員さん方との皆様方と、今回の補正について、意見交換会をまず開催したいというふうに考えております。

いただいた御意見につきましては集約し、庁内会議及びまた議会のほうへの報告を行いたいというふうに考えております。その後、住民の皆さんへの説明会を開催し、改めて市役所の庁内の会議、あるいは議会のほうへの報告を行いながら、甑島区域の葬斎場の統合の案、統合を決定していきたいというふうに考えております。

統合の決定後につきましては、統合までのスケジュール等につきまして、住民の皆様方へ周知し、

調整を図っていききたいというふうに考えております。

また、今回の方針案につきましては現時点のものでありまして、今後実施します地区コミュニティ協議会の役員の皆様方の意見交換会、あるいは住民説明会でいただいた皆様方の意見を総合的に判断いたしまして、最終的な統合方針を決定していきたいというふうに考えております。

以上で、甑島区域の葬斎場の統合に向けた今後の取組について説明を終わります。

○委員長（阿久根憲造） ただいま、当局の説明がありました。これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） 今の葬斎場の関係なんですけど、甑大橋が通行不能時に備えて、上甑は霊安室へ改修ということで書いてあるんですが、そうすると遺族の方々については、鹿島の葬斎場に行くまでの間は、非常に負担が大きくなるわけですよ。この間、甑大橋の通行不能時というのが、長いものでどのくらい通行不能になっていたのかとか、そういうのは調べていらっしゃるんですか。

○市民安全部長（上戸理志） 細かい実績は調査しておりませんが、3日とか1週間とか長引いているというのは、今のところそういう状況ではないというふうに考えています。

○委員（井上勝博） でも、長引いていなくて1日、2日でもですよ。やっぱり遺族にしてみれば、ものすごく負担が大きいですよね。だから、その辺についてはどういうふうに回答するのかということなんかは、やっぱり考えておかないと怒るんじゃないかなという気がするんですけど、どうなんでしょうかね。

○市民安全部長（上戸理志） 本日の方針、以前、令和3年度になるんですけど、これ外部のほうの委託の中で、推奨案という形で出してもらったものを、今回、進めようということで提案させていただきました。

まだ、あくまでもこれもう本当にたたき台、素案なんですけど、今、井上委員からあったようなそういう御意見も、地元に行けば生の声という形で伝わると思います。

実はその令和3年度の委員会、生活福祉委員会の前身の市民生活委員会の中で出したときに、一

部報道をなされて、地域の方々もそういう形でこの情報は御存じなんですが、市が直接は地域に行って説明するのは、今年度が初めてになりますので、今の井上委員の御心配を含めて、地元の生の声もしっかり聞いて、こちらの素案を基に、我々としてはまた検討を重ねていきたいと思っております。

○委員（中島由美子）このエコミットさんの件ですが、結構実証がされたということで、海外に結構搬出されていて、今後もいろんな形でやっていこうという理解でいいんですね。

あと何て言うのかな、無償で、私は何回か持って行ったことがあるんですけど、全部そのまま取っていかれたんですけど、今後はちょっと有償の考えもあるということと、この事業自体はそれなりに儲かるものだったのかどうかというのをちょっと教えてください。

○地球温暖化対策担当課長（原 暢幸）持ち込まれたものの中で、高価な価値がつくようなものについては、別途、別の店舗等へ持って、骨董品屋であったりとか、そういったところに持っていただくような話もされているようでございます。

無償で引き取る、無価値ではないんですけども、価値がそういう高価なものではないものは無償で引き取られて、商売をされたということですけども、事業は成り立つということで、採算は取れるということでは聞いております。

○委員（川添公貴）大きな3番の廃食油の活用についてなんですけども、これ3月の時点でいいんですので、今じゃなくて3月で結構ですので、どれぐらい収集があって、どれぐらい生成ができてというデータが取っていらっしゃると思うんで、またそのとき教えてもらえればというのは、この案件は十何年前から生協がやっているんですね。その生協の車が走ってくると、揚げ物の匂いがするんです。だから私もトラックやっていたんで分かるんで、家庭用油だけでは実際足りないというところがあるんで、今言ったデータを3月ごろ分かれば、それまでまとめていただいて教えてもらえればと思います。

○地球温暖化対策担当課長（原 暢幸）今、川添委員のほうからありましたように、逐次、事業の進捗については報告をもらいながら、3月時点で報告できる範囲で報告をしたいというふうに

考えております。

その時点で、どういう展開が実際に生成されていらっしゃるのかどうか、そこも含めて報告できる範囲で報告していきたいというふう思います。

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

以上で、環境課の審査を終わります。

ここで、休憩します。再開はおおむね13時15分とします。

~~~~~

午後0時12分休憩

~~~~~

午後1時12分開議

~~~~~

○委員長（阿久根憲造）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△税務課・収納課の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、税務課・収納課の審査に入ります。

△議案第137号 令和5年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）まず、審査を一時中止しておりました議案第137号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○税務課長（川畑 央）予算に関する説明書の17ページをお開きください。

歳入中、1款第2項1目固定資産税、1節現年課税分の減額の主な要因は、償却資産税に係る総務大臣配分の減です。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川添公貴）この総務大臣配分の減、1億6,000万、どの部分が。具体的にどういふ費目の部分になると。全体的にやっとならぬと。

○税務課長（川畑 央）総務大臣配分の内容としましては、電気事業者、通信事業者、鉄道事業者、海運事業者等がございまして、特定の事業者に関わるものについては、金額等はお知らせできないことは御理解を賜りたいと思っておりますが、一番大きなものは、電気事業、鉄道が大きな減の要

因となっているように理解しております。

○委員（川添公貴）九電の部分だろうが。それと鉄道使用料については、またこれ別途だったわけ、固定資産税は。よかと、分かった。了解。その他の要因があったということだな。

○税務課長（川畑 央）全体として複合的に大きく減になったものでございます。

○委員長（阿久根憲造）ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第149号 薩摩川内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（阿久根憲造）次に、議案第149号薩摩川内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。当局に補足説明を求めます。

○税務課長（川畑 央）議案は、議案つづりその4、149—1ページです。

説明は市民安全部提出の議会資料を用いて行いますので、御参照ください。

1、改正の概要ですけれども、（1）産前産後期間に関わります国民健康保険税の減額を内容とするものです。

国民健康保険税の納税義務者またはその世帯に属する被保険者が出産する予定の場合または出産した場合に、当該納税義務者に対して課する国税のうち、出産する予定の被保険者または出産した被保険者に関わります所得割額と被保険者均等割額を減額することとしたものでございます。

アですけれども、減額の対象となる期間につきましては、Aで単胎妊娠の場合には、出産の予定日または出産の日の属する月の前月から出産予定月の翌々月までの4か月間です。Bで多胎妊娠の方につきましては、出産予定月の3か月前から出産予定月の翌々月までの6か月間が対象となります。

イのところですが、国民健康保険税を減額する額につきましては、出産被保険者の所得割額及び被保険者均等割額の1/2分の1の額に、産

前産後期間のうち当該年度に属する月数を掛けて出てきた数字を減額しようとするものです。

（2）ですけれども、出産被保険者に係る届出というところですが、原則として減額を行うときに必要な事項を届け出てもらうこととなります。

別途通知によりまして、職権で事実の確認が可能な場合の免除措置はしてもよろしいという通知を受けております。

2番、施行期日等ですけれども、改正後の条例の規定は、明けて1月1日から施行することといたしまして、令和5年度の国民健康保険税のうち、令和6年1月以後の期間に関わるもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することとした内容となっております。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）非常に減額はいいことなんですけれども、ただ月数として4か月とか6か月とか少ないなど。やっぱり赤ちゃんが生まれたら均等割が出てくるわけですが、その分、本来ならば赤ちゃんが生まれてから大きくなるまでは減免とかっていうぐらいにせんないかんのじゃないかなと思うんですけどね。遡って減免できる、例えば先ほど言われたように申請なんだけれども、職権でできることもあるって言うんだけど、減免知らなかったと、申請されなかった、後で分かったという場合に遡って減免というのはできるんですか。

○税務課長（川畑 央）適用期間に入ってから分について判明した分については、法的には時効期間がございまして、その範囲であれば可能かとは思いますが、今、関係各課とも連絡を取りまして、病院あるいは母子手帳等を取りに来られた窓口等でも周知徹底をしまして、そのような事態がないように努めるように準備をしているところでございます。

○委員（中島由美子）1番の（2）の出産の予定日等を記載した届出というのがあるんですが、たしかこんなのはもらったことないと思っているんですが、診断書みたいなのを書いていただくのか、その辺りはどんなふうにされるんですかね。

○税務課長（川畑 央）恐らく私は母子手帳

等に記載されているものだと思っておりました。医師のほうに情報収集ができた日付でよろしいのではないかと考えておりました。

○委員（中島由美子）しかも母子手帳は生まれる前の妊婦健診とかそんなのはいろいろ書いてくださるんですけど、予定日なんかの日付はちょっと記載の記憶がないんです、自分として。大体このくらいですよみたいなのは聞き取りでというか、口頭で言われたかなと。ごめんなさい、過去の経験なんですけど、今はどうなっているのか分かりませんが、しっかり何かしら書くような周知をされたほうがいいのかとちょっと思いました。

○税務課長（川畑 央）まだ詳細を詰めるべきところがあるのかもしれないんですけども、出生の予定日を明らかにすることができる書類も添付書類として提出していただく手続が規定をされることとなりますので、何らかそういった書類を入手していただいて提出していただくようなことを原則として想定しております。

○委員（中島由美子）診断書とかはやっぱり5,000円とかかかってくるから、産婦人科ですかね、関わる先生方が周知されて安くというんですか、安価にできたら、予定日なのでかからないほうがいいのかと思ってはいるんですが、やっぱり徹底されたほうがいいのかと、国からどういうふうに来ているのかは分かりませんが、その辺りしっかり調査されたほうがいいのかと思います。

○税務課長（川畑 央）その診断書が5,000円程度かかるというような場合のときとかも、私もそのようなことは聞いたことがあるんですけども、人によっては税額が5,000円に満たないような方もいらっしゃるかもしれませんので、そういったところは詳細に準備をしまして損が生じないというか、なるべく市民の利益が最大限となるような手続になるような工夫をしていきます。

○委員（川添公貴）全く素人な質問で申し訳ないんですけども、懐妊したときに一人だろうということで手続を進めて、途中で5人とか6人とかって、これは冗談ですけど、二人とかっていうことになったときに、これを見ると適用が違っていて、そういう変更手続のところもやはり整備しておく必要があるんじゃないかと思います。先ほど中島さんの話では、届出に際しては医師の所見が

こうだったというのをいせばいいということにしておけば診断書も取らなくていいので、皆さんその医師の所見に沿って出産準備をするわけなので、所見という形にとどめおけばいいような気がしません。私の質問はその1点だけ、変更が利くのかというやつ。

○税務課長（川畑 央）すいません、確認不足でした。予定日につきましては、母子健康手帳等で予定日が確認できる形でよいというような厚労省の見解が示されております。

また、変更手続につきましては、事前のQ&Aには載っていなかったような気がするんですけども、制度の趣旨に鑑みまして、柔軟に変更は対応できるようにしたいと思います。

○委員長（阿久根憲造）ほかはよろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第150号 令和5年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）次に、審査を一時中止しておりました議案第150号を議題とします。当局に補足説明を求めます。

○税務課長（川畑 央）予算に関する説明書の18ページをお開きください。収納課分と併せまして説明いたします。

歳出中、2款2項1目税務総務費及び2目賦課徴収費で、これは人事院勧告に伴う給与費及びこれに準ずる報酬等の増額です。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明

がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

以上で、税務課及び収納課の審査を終わります。

---

#### △市民健康課の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、市民健康課の審査に入ります。

---

#### △議案第128号 薩摩川内市上甕島診療所整備基金条例の制定について

○委員長（阿久根憲造）まず、議案第128号薩摩川内市上甕島診療所整備基金条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（久保淳一）まず、議案第128号につきまして、議会資料で御説明いたしますので、保健福祉部議会資料の2ページを御覧ください。

まず、概要でございますが、診療所再編に当たりまして、令和4年2月に甕島診療所再編方針を策定しまして、上甕診療所に里診療所及び鹿島診療所を集約しました。仮称ではございますが、上甕島診療所を新設する計画を登載したところでございます。

現在、新設に向けて進めているところでございますけれども、電源立地地域対策交付金を原資とする基金を設置し、診療所施設整備費の財源に充てるため、今回、薩摩川内市上甕島診療所整備基金条例を制定しようとするものでございます。

なお、今後のスケジュールにつきましては、今

年度の上期におきまして、地域住民や各診療所の医師等で構成する委員会で御協議いただきました基本構想基本計画を基に現在、基本設計を行っているところでございます。今回、基金条例の制定を議決いただきましたら、令和5年度から令和7年度までの3年間、基金を積み立てまして、令和8年度に使用する予定でいるところでございます。

令和6年度に実施設計を、令和7年度から令和8年度にかけまして建設工事、令和8年度中に開所する予定で現在進めているところでございます。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）この診療所の合併によって人員配置というのは変わるんですか。どうなるんですか。

○市民健康課長（久保淳一）合併することによって今、そこ部分についても、今後検討はしていきたいと思っております。

○委員（井上勝博）医師不足とか看護師不足とかっていうことの中で合併というふうな話なのかなと思うんですけども、そういうことで考えてよろしいんですか。

○医療対策監（古里洋一郎）今、井上委員の御質問なんですけど、先ほどの質問とも合わせまして、ちょっとお答えさせていただきたいと思うんですが、今、診療所のほうも施設の老朽化、あと医療スタッフの確保というのがやっぱり喫緊の課題でございます。そういう中で今回、再編しまして新たな診療所をつくらうとしているものです。ただ、医師としては、今、内科が3名、歯科医師が1名いらっしゃいますので、再編をしたとしても出張診療とか、まだ里と鹿島とは残っていきますので、医療スタッフについてはそのまま継続していきたいと思っております。ただ今後は、いろいろとまた効率化というか、考えていながら運営していきたいと思っております。

○委員（井上勝博）ここではまだはっきりしないかもしれませんが、電源立地交付金を使うわけですが、全体としての事業費というのはどのくらいなんですか。

○医療対策監（古里洋一郎）また後ほど委員会での所管事務でも説明したいと思っておりますが、現

在、検討委員会という形で地元の方、代表の方、医師の方と協議を重ねまして、令和8年度中の開設に向けて、具体的な概要等を今詰めている段階でございます。下期のほうで基本設計を今発注しておりますので、基本設計ができましたら、ある程度の事業費というのは見えてくると思います。やっぱり必要な人工透析とか、そういうのも地域からの声もございますので、それらを含めた形で設計を委託しているところで、金額的にははつきりと今は申し上げられませんが、基本設計等が出来上がりましたら速やかにまた随時、御報告させていただきたいと思っております。ただ、金額的にはかなりやっぱり多額な経費がかかると考えております。

○委員長（阿久根憲造）ほかはございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第129号 薩摩川内市国民健康保険診療所施設条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（阿久根憲造）次に、議案第129号薩摩川内市国民健康保険診療所施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題いたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（久保淳一）議案第129号につきまして、同じく議会資料で説明いたしますので、保健福祉部議会資料の3ページを御覧いただきたいと思っております。

まず、概要でございますが、昭和53年から今現在45年ほどたっておりますが、下甑青瀬診療所の2階部分で診療しておりました下甑歯科診療所につきまして、下甑長浜診療所を改築し、移設しましたので、位置を改めるものでございます。

改正内容としましては、下甑町青瀬606番地2を下甑町長浜8番地3に変更しようとするものです。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第137号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）次に、審査を一時中止しておりました議案第137号を議題とします。当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（久保淳一）歳出予算から御説明いたしますので、第9回補正予算に関する説明書の44ページを御覧ください。

4款1項1目保健衛生一般管理費は、民間企業から保健衛生事業への活用としての寄附を財源としまして、市民へ発送するがん検診や予防接種の案内などの印刷物を紙折りする紙折り機を購入するための増額補正でございます。

同じく地域医療対策費は、医療従事者等の採用見込みによる医療従事者等確保事業給付金の増額、今後の甑島地域における医療従事者確保及び診療所等の整備に係る財源確保として、甑島地域医療

体制整備基金積立金への増額及び国民健康保険直営診療施設勘定特別会計への一般会計からの繰出金の増額補正でございます。

次に、2目すこやかふれあいプラザ管理費は、最低賃金改定に伴う、すこやかふれあいプラザ夜間と祝日の管理人報酬の増額及び会議室・和室系統の空調設備や多目的ホールの照明設備の修繕に係る増額補正でございます。

同じく、保健センター管理費は、各地域の保健センターの空調機、それと誘導灯や雨漏り等の修繕に係る増額補正でございます。

次に、3目母子保健事業費及び45ページの健康増進事業費につきましては、会計年度任用職員の報酬引上げ等による増額及び前年度の未熟児養育医療等県費負担金の額が確定したことによる精算返納金の増額補正でございます。

次に、4目感染症等予防費は、会計年度任用職員の通勤費用の増額、コロナワクチン接種に係る健康被害救済措置認定による扶助費の増額、それと令和4年における疾病予防対策事業費補助金、それとコロナワクチン接種に係る国庫負担金及び国庫補助金の確定に伴う精算返納金の増額でございます。

引き続き、歳入予算について御説明いたしますので、同じく21ページを御覧ください。

16款1項2目2節保健衛生費負担金は、先ほど御説明いたしましたコロナワクチン接種における健康被害救済に対する国庫負担金の増額補正でございます。

続きまして26ページを御覧ください。

19款1項3目1節保健衛生費寄附金は、先ほど御説明いたしました民間企業からの寄附受入れに伴いまして増額補正するものでございます。

続きまして27ページを御覧ください。

20款1項71目1節甌島地域医療体制整備基金繰入金は、先ほど御説明いたしました医療従事者等確保事業給付金に対して、基金からの繰入金の増額補正でございます。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）今あった44ページの会計年度任用職員の増額なんですけど、議案137号というのは最低賃金の引上げに伴うというのが

137号で、150号が人事院勧告だったと思うんです。今137号だったので、やっぱり最低賃金の引上げに伴う増額なんですか。

○市民健康課長（久保淳一）まず、44ページ、最低賃金に伴う分でございます。それと45から46に係る分については、2分の1職員ということで今年からありますけれども、その報酬が引き上がったことによりましての増額ということでございます。

○委員（井上勝博）会計年度任用職員の最低賃金の方が増額ちうのは、日額の方だと聞いているんですが、どういうところで働いていらっしゃる方ですか。

○市民健康課長（久保淳一）保健センターのほうで働いている職員でございます。

○委員（井上勝博）日額ということなので、日額はどんなお仕事をされていらっしゃるのでしょうか。

○市民健康課長（久保淳一）印刷物の封印とか、あと乳幼児健診とかが週に2回ほどございますので、そのときの受付をしていただいたりとか、そういう業務等を含めていただいているところでございます。

それと、こっちに文書の発送業務とか、そういう部分についても御協力いただいているところでございます。

○委員長（阿久根憲造）ほかによろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第142号 令和5年度薩摩川内市国民健康保険直営診療所施設勘定特別会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）次に、議案第142号令和5年度薩摩川内市国民健康保険直営診療所施設勘定特別会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（久保淳一）歳出予算から御説明いたしますので、第9回補正予算に関する説明書の142ページを御覧ください。

1款1項1目一般管理費は、職員確保に伴う給

与費等の増額、会計年度任用職員の通勤費用の増額及び先ほど議案第128号で御説明いたしました上甌島診療所の整備に係る経費の増減を確保するための上甌島診療所整備基金積立金の増額補正でございます。

次に143ページを御覧ください。

2款1項1目医療用機械器具費は、下甌手打診療所における日々の診療データを保存する医療画像サーバーを更新整備するための増額及び特定離島ふるさとおこし推進事業補助金の額決定による精算返納金の増額補正でございます。

引き続き、歳入予算について御説明いたしますので、同じく139ページを御覧ください。

3款1項3目電源立地地域対策交付金は、今ほど説明いたしました上甌島診療所整備基金への積立としての交付金の増額補正でございます。

次に140ページを御覧ください。

7款1項1目一般会計繰入金は、先ほど説明いたしました特別会計の歳出に係る一般会計からの繰入金を増額補正するものでございます。

次に141ページを御覧ください。

10款1項1目診療施設等整備事業債は、医療機器整備に係る辺地対策事業債借入金を増額するものでございます。

最後に、地方債補正について御説明いたしますので、136ページを御覧ください。

診療施設等整備事業について、医療機器整備費の増額に伴いまして、地方債の限度額を増額するものでございます。

**○委員長（阿久根憲造）** ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（阿久根憲造）** 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（阿久根憲造）** 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（阿久根憲造）** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第150号 令和5年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

**○委員長（阿久根憲造）** 次に、審査を一時中止しておりました議案第150号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

**○市民健康課長（久保淳一）** 歳出予算から御説明いたしますので、第10回補正予算に関する説明書の28ページを御覧ください。

4款1項1目の保健衛生一般管理費は、人事院勧告に伴う給与費等の増額でございます。

同じく地域医療対策費は、後ほど説明いたしません国民健康保険直営診療施設勘定特別会計への一般会計からの繰出金の増額でございます。

次に、3目母子保健事業費、それと健康増進事業費及び4目の感染症等予防費は、一般職に準じまして会計年度任用職員の報酬、期末手当の引上げ等に伴う増額でございます。

**○委員長（阿久根憲造）** ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（阿久根憲造）** 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△議案第156号 令和5年度薩摩川内市  
国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補  
正予算

**○委員長（阿久根憲造）** 次に、議案第156号令和5年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

**○市民健康課長（久保淳一）** 歳出予算から御説明いたしますので、第10回補正予算に関する説明書の123ページを御覧ください。

1款1項1目一般管理費は、人事院勧告に伴う給与費等の増額でございます。

引き続き、歳入予算について説明いたしますの

で、同じく122ページを御覧ください。

7款1項1目一般会計繰入金は、人事院勧告に伴う給与費等に対する一般会計からの繰入金の増額でございます。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

#### △所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）次に所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○市民健康課長（久保淳一）保健福祉部の生活福祉委員会資料の6ページを御覧いただきたいと思えます。

今回、市民健康課としましては3項目ほど報告をさせていただきたいと思えます。

まず、仮称ではございますが、上甕島診療所整備に向けての進捗状況等についてでございます。

(1)の進捗状況及び(2)の今後のスケジュールにつきましては、先ほど説明させていただいたところでございますが、検討委員会におきまして、基本理念・基本方針、建設の候補地等について取りまとめたところでございます。

その概要につきましては、(3)でございますが、基本理念としまして、そこに記載しておりますけれども、「甕島で安心して健やかに生き生きと暮らせるために、信頼される医療・介護を提供し、市民の健康を守ります」、この理念を基に里・上

甕・鹿島診療所を集約しました新診療所の開設を目指すとしております。

基本方針としましては五つほどそこに掲げてございますが、まず(ア)で、入院施設を持つ下甕手打診療所とともに医療の核としまして、診療所の拠点化、経営の効率化を図っていくということです。(イ)では、患者の送迎サービスなど、ニーズに対応した医療の提供。(ウ)では、医療機器等の計画的整備を進め、医療体制の充実、医療サービスの維持向上。(エ)では、医療従事者を確保する上での環境整備。(オ)では、本土の医療機関と連携を図り、安心な医療体制の構築、と定めていただいております。

新診療所の目指す姿としましては、医療の集約化により、外来・入院・在宅と切れ目のないサービス提供体制の構築、患者送迎サービスの充実、ICT活用による連携体制の構築を推進し、島民が安心して甕島に住み続けることができるよう、拠点医療機関としての役割を果たすこととしております。

続いて、7ページを御覧いただきたいと思えます。

果たす役割としましては、現在、診療を行っております診療科目を基本としまして、規模は鉄筋コンクリート造りの2階建てで、延べ床面積は約1,800平米程度でございます。

人工透析も、先ほど要望等もあったということでございますので、人工透析も設ける予定で今のところ進めているところでございます。

診療体制は上甕島診療所新設に伴いまして、里・鹿島の両診療所につきましては、出張診療所に変更し、当面は診療を継続することとし、整備予定地としましては、現上甕診療所近辺を予定しているところでございます。

なお、現在、基本設計を行っているところであり、また設計が出来上がった段階で改めて報告させていただきたいと思えます。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。現段階での情報をお示しさせていただきたいと思えます。

まず、秋開始接種の状況ということで、昨日までの現在が1万7,501人ということで、2,000人ほどちょっと増えたところ、接種いただいたところでございます。

令和6年度以降の接種につきましては、予防接種法のB類疾病に位置づけて、高齢者のインフルエンザと同様の扱いとなる予定でございます、65歳以上の方、それと疾病負荷の高い60から64歳の方が、一応今のところ、対象の予定となっているということでございます。

接種の時期としましては、年1回、秋冬での接種。

用いるワクチンとしましては、流行のウイルスやワクチンの有効性を基に毎年選択される予定ということでございます。

最後に、高度医療機器整備に係る支援要望についてでございます。

済生会川内病院から、がん治療における高度医療機器整備に係る支援要望があったところでございます。高度医療機器整備補助金事業を活用した支援について、今後検討していくところでございます。

**○委員長（阿久根憲造）**ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて、所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）**今あった高度医療機器整備、このリニアックという放射線治療装置というのは、新しいものを導入するのか、それとも更新をされるのか。大体どのぐらいのものなのかというのを教えていただけますか。

**○医療対策監（古里洋一郎）**まず、この機器については更新でございます。

金額については、これから来年の秋頃に更新したいということでお話がありまして、機器選定を今しているところなんです。ただ、具体的な金額は申し上げられませんが、1か月ぐらい前にちょうど南日本新聞で南九州病院の新聞記事があったと思います。そのときの購入の費用としては五、六億円ということですので、やはりそれ相当の金額になるのではないかというふうに見込んでおります。今後またこれについては金額も含めて済生会と協議して、どのような形で支援できるかというのを協議して検討していきたいと思っております。

**○委員（井上勝博）**この補助金事業はどういう制度になっているんですか。負担金というか、市の負担金というのはどのぐらいになるものなんですか。

**○医療対策監（古里洋一郎）**まず、市の補助金の、こちらに書いてあります補助金事業については、これまでも済生会病院、川内市の市民病院、購入に対して多額の経費、MRIのシステムとか、CTのスクリーンとか、かなりのやっぱり高度な医療についての機器の購入について支援をしていますけども、金額については、これは市の単独事業でございます。これについては今のところは1機器当たり5,000万を上限にしております。これは市の単独事業でございます。

**○委員（中島由美子）**令和6年度以降のコロナワクチンが、書かれたとおりなんですが、金額等は発生しないのか。インフルエンザ並みなのかなと思ったり、もっと高くなるのかなと思ったり、無料ではないと聞いてはいるんですけど、その辺り、分かっていたら。

**○市民健康課長（久保淳一）**その辺りがまだ詳細に示されておりませんが、まずワクチンが幾らかかるかというので、多分今、インフルエンザのほうも1,300円ほど頂いている現状もでございますので、そのワクチンの種類によって金額が幾らになるか、あとは他市の状況とか、そういうのも含めてやっぱり検討する必要があるか、あと医師会等も含めて検討していくことがあるかなと思いますので、ちょっとそこは詳細にはまだ分かっていないところです。

**○委員（中島由美子）**今、大変インフルエンザが多いと聞いているんですが、子どもたちに対しては、学校現場からはなかなかいかないんですよね。接種をしないよというようなことは言われなと思うんですが、自分たちのPTAとか保護者等の連絡等々で、接種したよとか何とかというのでうまく接種ができていたり、受けないよとかいうので接種を控えたりとか、いろいろ聞いているんですが、何らかの形でホームページとかLINEとかっておっしゃるんでしょうが、ワクチンが万能とは言いませんが、予防接種なのでやっぱり大事なかなと思うんですが、広報の在り方とかそういうのは検討されたり、現時点でどんな感じなのか、あったら教えてください。

**○市民健康課長（久保淳一）**今、インフルエンザ等については、県内で警報が出ておりますので、そういう感染対策に努めてくださいということもしているところでございます。ホームページ

等でさせていただいていると。

あと、学校現場におきましては、学校の安心メールとか、そういうのを保護者等にしている学校もございますので、そこに感染対策をとということで、大卒に手洗いとかいろいろ入っているところなんでしょうけれども、そういうふうにも今のところさせていただいている状況もあると思っています。

**○委員（中島由美子）** コロナワクチンの関係で大分ワクチンに対しては抵抗がなくなったような気はして、でもなかなか保護者の絡みでうまくいっているところとないところがあるのかなと思ったりしていますので、しっかり予防接種の補助もあるので、やっぱり何らかの形で受けてほしいなと思うところです。

あと一つは、子宮頸がんワクチンも一生懸命やっていたらいいんですが、キャッチアップのほうも期限があと1年になってきたかなと思うんです。これ3回接種が必要なので、なかなか間に合わなくなると大変な費用負担なので、またしっかり取り組んでいただきたいと思うんですが、何かありますか。考えていたらお願いします。

**○市民健康課長（久保淳一）** 先日、ホームページ等の御指摘も頂いたところでございましたので、そこについては早速、修正をかけさせていただいたところでございます。

また、対象者についても改めてどうするか、検討はさせていただきたいと思っています。

**○委員（帯田裕達）** 今の質問に関連するんですが、本市のインフルエンザの感染者数と並びにその予防接種率、高齢者が特に受けていらっしゃると思うんですが、その辺の状況を教えてください。

**○市民健康課長（久保淳一）** 今、感染のまずは状況でございます。

先日の一般質問のほうで、インフルエンザについては11月から4週連続で増えている状況ということで、警報も出ているんですけれども、ございました。11月27日から12月3日が421件ということで出たところなんですけれども、ちょうど昨日、川薩地区のほうで速報を出されました、12月4日から12月10日が222件ということで200人余り減っている。ちょっと少なくなっている状況でございます。どんどん大幅に減っているんですけれども、定点当

たりがまだ31.71ということで警報レベルを超えておりますので、また十分周知していきたいと思っていますのでございます。

インフルエンザの実績については、予防グループ長のほうで答えさせていただきます。

**○予防グループ長（古城和行）** インフルエンザの予防接種の10月分の比較の実績になるんですけれども、高齢者のインフルエンザの予防接種については、10月分の接種件数が6,735件ということで、去年の10月と比較すると655件増えているという状況です。

子どものインフルエンザの予防接種に関しても、10月分が今年度2,301件ということで、昨年度の10月より245件増えているという状況でした。

**○委員長（阿久根憲造）** ほかはございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（阿久根憲造）** 質疑は尽きたと認めます。

森永議員から委員外の質問が上がっておりますけど、受けてよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

**○議員（森永靖子）** 薬局についてお伺いしたいと思います。

**○委員長（阿久根憲造）** 薬局について。では、お願いします。

**○議員（森永靖子）** ありがとうございます。

県の会議に出席したときに、女性にやさしい薬局を今後、県内で100店舗以上増やしたいという話が出ました。委員長も薬局でいらっしゃいますが、本市にもそのような薬局が何店舗ぐらいあるのでしょうか。また、それはどのような薬局でしょうか。教えてください。

**○保健師統括担当課長（井上聡子）** 女性にやさしい薬局としまして、鹿児島県のほうが、女性の皆さんが健康問題に相談しやすい環境を整備することを目的に、女性が抱える様々な健康問題に専門的知識を持って対応できる薬局というのを指定していらっしゃいます。今現在、鹿児島県のほうでは、県全体で158件、該当の薬局があるんですが、薩摩川内市のほうでは7件の薬局が指定を受けていらっしゃる状況です。

この指定を受けるには、幾つかの要件がありま

して、健康かごしま21の推進薬局であるとか、女性または複数の薬剤師さんが配置されているとか、幾つかの条件と、あと健康相談に対応できる雰囲気であったりとか、時間を確保していらっしやるとか、安心して女性の方々が相談できる薬局であるということが要件になっている状況です。

○議員（森永靖子）県のほうではもっともっと増やしたいという考えのようですが、薩摩川内市もそのような考えがありますか。

○保健師統括担当課長（井上聡子）この条件をクリアしていただく必要がございますので、まだ今のところ、薩摩川内市としてホームページ等で御紹介とかは今現在していなかったところなんですけれども、こういう薬局が増えていくことで女性の方が安心してかかれる、御相談ができる体制が整うということであれば、今後、コミュニティ課、女性問題を扱う課ともちょっと連携しまして、推進の方策を考えてまいりたいと思います。

○委員長（阿久根憲造）よろしいでしょうか。以上で、市民健康課の審査を終わります。

---

△社会福祉課の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、社会福祉課の審査に入ります。

---

△議案第137号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）まず、審査を一時中止しておりました議案第137号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○社会福祉課長（紙屋一郎）それでは、歳出から説明いたします。

予算に関する説明書の38ページになります。

まず、3款1項1目、事項社会福祉管理運営費は、人事異動に伴います職員手当等の増額補正になります。

次に、生活困窮者自立支援事業費は、国庫支出金等精算返納金になります。

次に41ページになります。同款3項1目、事項女性・家庭・児童相談費も、国庫支出金等の精算返納金になります。

次に42ページになります。同款3項5目、事項母子生活支援施設措置費も、国庫支出金等精算

返納金になります。

歳入についてはありません。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△議案第150号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）次に、審査を一時中止しておりました議案第150号を議題とします。当局に補足説明を求めます。

○社会福祉課長（紙屋一郎）それでは、歳出から説明いたします。予算に関する説明書の23ページになります。

3款1項1目、事項社会福祉管理運営費と、事項生活困窮者自立支援事業費は、人事院勧告に伴う給与費の増額補正と会計年度任用職員の報酬等の増額になります。

次に24ページの中ほどになります。同款同項3目、事項隣保館管理運営費も、同じく会計年度任用職員の人事院勧告等に伴う増額補正になります。

次に26ページになります。同款3項1目、事項女性・家庭・児童相談費の報酬等につきましても、人事院勧告によります会計年度任用職員の増額補正になります。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）次に所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○社会福祉課長（紙屋一郎）委員会資料で説明いたします。委員会資料の2ページを御覧ください。

さい。

薩摩川内市こども家庭センター——仮称になります——について説明いたします。

このセンターは、令和6年4月1日に設置予定であります。既に設置済みの児童福祉による社会福祉課所管の子ども家庭総合支援拠点と母子保健による市民健康課所管の子育て世代包括支援センター、それに子育て支援課所管になりますファミリーサポートセンターの機能を維持した上で、組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的に相談支援を行う機能を有するものであります。

当面の体制につきましては、現状とあまり変わりませんが、新たに配置される予定がありますセンター長及び統括支援員を中心に、支援を要する子ども、妊産婦等へのサポートプランを作成し、関係機関の連携を更に図りたいと考えております。

次に、委員会資料の3ページを御覧ください。

児童虐待と女性へのDV・暴力等について説明いたします。

今までは相談種別による相談数の把握しかできていなかった部分がありましたが、本年度4月より、新しい女性・家庭相談システムを稼働したことにより、11月1日現在でケース数が分かるようになり、児童虐待ケースが54世帯88人、養育相談や不登校等のケースが151世帯233人いることが分かり、現在8名の相談員で支援しているところです。

また、DV等につきましては、女性DV・暴力ケースが28世帯28人、離婚相談等のケースが94世帯97人となっており、同じく8名の相談員で支援しております。

次に、委員会資料の4ページを御覧ください。

価格高騰対策臨時給付金について報告いたします。

この給付金は、令和5年度の住民税非課税世帯と住民税が均等割のみ課税世帯に対して、1世帯当たり3万円を支給するものです。

非課税世帯分につきましては、10月末が申請期限でありましたが、7月3日から確認書を1万3,830件送付いたしまして、1万3,113件、94.8%の返送がありました。税務課への修正申告等により新たに対象になった172件と合わせて1万3,232件、3億9,696万円を支給

し、53件が課税者の被扶養者とのことが主な理由で辞退となっております。

次に、均等割のみ課税世帯につきましても、同じく10月末の申請期限で7月3日から確認書を発送したところでありましたが、2,676件送付いたしまして、2,620件、97.9%の返送がありました。税務課への修正申告等により新たに対象になった16件と合わせて2,621件、7,863万円を支給し、15件が課税者の被扶養者とのことが理由で辞退となっております。

また、家計急変世帯においても85件の申請があり、85件255万円を支給しております。

次に、資料はありませんが、報告事項を2件いたしたいと思っております。

1件につきましては、価格高騰対策住民税非課税世帯臨時給付金の進捗状況について報告いたします。

この給付金は、令和5年度の住民税非課税世帯に対して、先ほど資料で説明いたしました、7月から実施した3万円の給付金に更に1世帯当たり7万円を上乗せ支給するものです。現在、対象世帯の抽出中ではありますが、対象世帯のうち1万2,621件については、12月13日に支払通知書の発送が終わり、年内12月27日に支給する予定となっております。残りの前回の未申請とか、世帯主以外の名義への口座振替を行った世帯、約2,000件なんです。につきましては、年内に確認書を発送し、確認書が返送されれば随時支給したいと考えております。

2件目につきましては、9月の本委員会でも説明いたしました薩摩川内市自殺対策計画の改訂について、再度説明したいと思います。

当初の予定どおり進んでおりまして、前回の説明より大きな変更点はありませんが、今後は計画素案をネットワーク協議会に諮り、パブリックコメントを実施いたします。その後、庁内の政策会議の審議を経て、推進会議ネットワーク協議会を経て、3月のこの生活福祉委員会で計画決定の報告をさせていただき、その後、ホームページ等で公表したいと考えております。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて、所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川添公貴）今説明は頂きましたけれども、この児童虐待ケース等、集計が取られて教育相談、生活困窮、いじめ、不登校、ヤングケアラー相談を含むということで、具体的にどのような対応をされたのか、この対象者について、これを聞きたいのが1件。

それから、女性DV、これはどういう把握の仕方をしたのか。例えば警察に届けてあるやつを集計したのか、それとも個人の申請でこのような数になったのか。下の離婚生活家庭相談ちうのは、これはもう相談者が来られたということだろうと思うのでわかりますけど、このDVに関しては相談がない事例がたくさんあるので、どのように把握をされたのか。この2点を教えていただきたいと思います。

○社会福祉課長（紙屋一朗）1点目の児童虐待につきましては、これの大本になっているのも、もともとは相談によるものがほとんどであります。ただ、相談等が学校からの相談であったり、親からの相談であったり、子どもだったりはあるし、あとは警察からの報告等も含まれておるので、今非常に多いのが、警察からの通告であるのは、面前DVという子どもの虐待になるんですけども、親が子どもの前で夫婦げんかをして、警察に通報して警察が駆けつけた場合は、夫婦げんかなんですけど、児童の前でやると面前DVとなるので、それは全部、警察からの通告が来るのでそれも件数に上がっていくことになります。そういう虐待が主である相談がこの上の54世帯88名ということで、それ以外、お金の問題とか、いじめの問題、あるいは不登校の問題がそれ以外で151世帯233人となっているところになります。

二つ目の女性のDVにつきましても、委員がおっしゃられるとおり、本当に隠れている部分はいっぱいあると思いますが、今把握しているのは警察への相談とか、うちへの相談、あるいは児童相談所が把握している部分等で受けているケースになります。

また、もう一つありました対応についてですけど、女性のDV等につきましては、必要に応じて避難施設に入れたり、あるいは市営住宅等のあっせんをしたり、行っております。児童の虐待につきましても同じように、措置の権限につきましては児童相談所になりますので、実際その家庭から

分離、子どもを離すというのは、児童相談所と連携しながら児童相談所の判断、うちの通達を基にひどい場合は分離だったり、あるいは児童相談所とともに親への指導等を行い、あとは学校・警察等の連携を含めましてしばらく見守るとか、そういう対応をしているところであります。

○委員（川添公貴）児童相談所との連絡がうまくいかない事例が過去にはあったかもしれませんが、それは情報共有していても行政としては行き着かないだろうということで私は思っていたんです。だからそういうこともあるので、やはり民生委員の方とか御協力を頂いて、もしかしたらというような案件についても、やはり今後、職員数が少ない人数で対応されているのは十分分かりますので、御苦労されているのは分かるんです。その家庭に入っていったらどうこうというのはなかなかできない現状があるちうのは分かっているので、そこを踏まえると、人数を若干、職員数も増やしたり、児童相談所の連絡員とかそういうのをつくったり、あと民生委員の方々の協力とかをもらって、早め早めに把握するのが必要なとは思っています。ぜひ減らしていただきたいと思っています。さっき言われた1点、子どもの前でけんかをする。ちょっと耳が痛かったんですけども、最近子どもがいないですから別談構いませんけども、このいじめ・不登校・教育相談というところでこの数字を見たとき、先だつての教育委員会の一般質問への答弁の数がちょっと合わないんですよ。こっちのほうが多いです、やっぱり。ただ、教育委員会が把握した数字は、学校現場で30日以上来ないというやつであるんだけど、子どもたちの保護上、しっかりとこれはいじめ、不登校だよというところがこういう大きな数字が出てくると思うんです。これが実数だと思うんです。本当の。だからそこ辺をしっかりと、何回も言いますが、人員を増やしてでも強力にやっていただきたいと思っています。これは希望です。物すごく苦労されているのが分かるので、そこをやっていただきたい。

それから、DVに関しては、もう一つの手が医療機関からの通報という手があるんですよ。医療機関からの。これ、なかなか本人が承諾しないと出せないんでしょうけれども、児童虐待については、医療機関は通報する義務があるんですけれ

ども、女性のDVに関しては、なかなか出せないかもしれませんし、私、訴えられたことがないのでちょっと分からないんですけども、そういうこともしっかりとアンテナを張っていただいて、なくしていくべきだろうと思いますので、そのためにも、3回目ですけども、人員を増やしていただいて、な、部長。たくさん要員を構えてやっていかなければいけないと思うので、頑張してほしいと思います。

○保健福祉部長（小柳津賢一）本当にありがとうございます。頑張ります。

○委員（川添公貴）了解。もうその一言で十分ですが、予算が伴いますが、ぜひ増やして頑張ってください。

それから、もう一点、今度、非課税世帯の7万円、また27日までにある程度送付ができる、プラスして。これはプッシュ型とおっしゃっていたんですけども、プッシュ型の部分以外の方は最終的にはどの辺の日付までで終結するのかということが分かれば教えてもらいたいと思います。

○社会福祉課長（紙屋一朗）虐待部分、DV部分、非常にありがとうございます。努力していきたいと思います。ここには挙げなかったんですけど、うちの課で高齢者の虐待とか、障害者の虐待、ここの部分も重くなるとうちに来て、うちがやっております。特に、委員がおっしゃられた民生委員さんの協力部分については、高齢者虐待については非常に多いです、民生委員さんからの通報とか。子どもに対しては、やはり児童委員が絡むことも多々あるうちでは把握しております。

給付金につきましてですが、説明もしたところではありますが、約、まだ実数が出ていないんですが、2,200くらいがプッシュ型になっていない方がいらっしゃいます。この方につきましては、年内に確認書を送りますので、年内には手元に届くと思います。それについて必要事項、この口座でお願いしますとか、あるいは課税の扶養者だから要らないとか、それを返送していただき次第、それが手元に着くと支払うことが可能ですので、1月中旬以降からプッシュ型以外の人の支給になっていくかと思っております。

○委員（井上勝博）DVの関係でこの夫婦の関係がもう破綻しているということで、被害者のほうじゃなくて加害者の方を引き離すときに、例え

ば居住関係なんかを面倒見るなんてことはあり得ることなんですか。加害者の、要するDVしたほうを。とにかく夫婦は離さなきゃいけないけども、住むところがないから一緒になっているという事態のときなんか。

○社会福祉課長（紙屋一朗）非常に難しいところで、福祉の観点からいうと、加害者のほうを離すことが非常に難しく、被害者が「助けてくれ」に対してこちらがどこか避難させることがほぼ多いんですが、確かに被害者からすると、何でやられているのに私が家から出ないといけないのかというような不満は多々あるんですが、加害者に対して市ができることがちょっとなかなか難しく、もちろん加害者の方が、おいが出ていって何かなかなかという相談があれば、そこは相談には乗るんですが、実際、強制的に出すとかはなかなかできないので、加害者への処分につきましては、被害者からの相談を受けて、警察へ連携して、場合によっては起訴して逮捕とかなれば、いなくなるので、そういうのもやっていますけど、市がその人を出すことはなかなか難しく、やっぱり福祉の観点からすると、被害者支援が主になっております。

○委員長（阿久根憲造）よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

以上で、社会福祉課の審査を終わります。

△障害福祉課の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、障害福祉課の審査に入ります。

△議案第137号 令和5年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）まず、審査を一時中止しておりました議案第137号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○障害福祉課長（加治屋光久）それでは、補正予算、議案137号の説明をいたします。

歳出から説明いたします。予算に関する説明書の38ページをお開きください。

まず、3款1項2目、事項一般障害者自立支援

事業費です。給与等は、人事異動等に伴う職員給与費等の調整です。

次に、事項障害者児自立支援事業費は、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に伴う総合福祉システムの改修を行う委託料、国庫支出金等精算返納金を計上するものです。

次に、事項重度心身障害者医療費助成事業費は、会計年度任用職員1名の報酬改定分です。

次に、事項特別障害者手当等給付事業費は、国庫支出金等精算返納金を計上するものです。

次に、事項地域生活支援事業費は、会計年度任用職員1名の報酬改定分、委託料は地域活動支援センター事業、いわゆるデイサービスの増額補正です。

次に、39ページになります。

ふれあい障害者福祉大会運営補助金は、コロナの影響により大会が中止となったため、補助金を減額するもの、また、国庫支出金等精算返納金を計上するものです。

次に、事項障害児通所支援事業費は、サービス給付費の今後の執行見込みにより、報償費と補助事業扶助費を増額するとともに、国庫支出金等精算返納金を計上するものです。

続きまして、歳入を説明いたします。21ページをお開きください。

16款1項1目3節児童福祉費負担金は、歳出の扶助費の執行見込みに伴う児童発達支援センター給付費負担金の増額です。

次に、次ページ、22ページになります。同款2項2目1節社会福祉費補助金は、歳出の委託料に伴う障害者自立支援給付審査支払等システム事業補助金の計上です。また、歳出の扶助費の執行見込みに伴う地域生活支援事業費等補助金の増額です。

次に、次ページ、23ページになります。

17款1項1目3節児童福祉費負担金は、歳出の扶助費の執行見込みに伴う児童発達支援センター給付費負担金の増額です。

次に、次ページ、24ページになります。同款2項2目1節社会福祉費補助金は、歳出の扶助費の執行見込みに伴う地域生活支援事業費等補助金の増額です。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質

疑願います。

○委員（井上勝博）先ほどもちょっとあったんですけど、137号というのは最低賃金の引上げに伴う増額補正というふうに理解していたんですが、それでよろしいわけですか。単なる増額というふうにおっしゃったので。

○障害福祉課長（加治屋光久）今おっしゃられるとおりです。

○委員（井上勝博）それでこういう場合というのは、歳入というか、財源というか、そういうのはどういうふうにするんですか。歳入はあんまりこう、その財源はどうなるんですか。

○保健福祉部長（小柳津賢一）あくまでも一般論なんですけど、私も不勉強で。今課長が説明した部分がそうかどうかはちょっと置いておいてください。一般的に補助事業が当たって会計年度任用職員を雇っている場合は、その増額分に例えば補助率の4分の1なら4分の1を掛けて歳入に計上することはあります。ただ、基本は多分、一般財源であることが多いと思うので、歳入計上というのは基本ないと思います。その歳出だけを増やす。支給の賃金の増額分をされなかった部分を増やすと。その部分は一般財源の対応で、歳入が出てくるということは基本ないかと思います。その補助事業かどうかというのにもよりますけれども。

○委員（井上勝博）こういう最低賃金が引き上がったことによって、会計年度任用職員の増額というのは、今回初めて私、聞いたものですから、どんな仕組みになっているのかなということを知りたかったものですからね。結局やりくりせんないかんところ、最低賃金の場合は、そういうことなんですよね。

○委員長（阿久根憲造）よろしいでしょうか。ほかには。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第150号 令和5年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）次に、審査を一時中止しておりました議案第150号を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○障害福祉課長（加治屋光久） それでは、議案150号についてでございます。歳出のみです。予算に関する説明書の23ページをお開きください。

3款1項2目、事項一般障害者自立支援事業費、障害者児自立支援事業費、重度心身障害者医療費助成事業、24ページの地域生活支援事業費の給与等は人事院勧告に伴う給与費等の増額であります。

○委員長（阿久根憲造） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造） 次に所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○障害福祉課長（加治屋光久） 資料はございませんが、口頭での報告になります。1件報告をさせていただきます。

本年度、第4期薩摩川内市障害者計画、第7期薩摩川内市障害福祉計画、第3期薩摩川内市障害児福祉計画を策定することとしております。これまでも説明させていただいておりますが、今の現状について御説明いたします。

同計画につきましては、学識経験者、医師、障害者支援施設、障害者団体等で構成しております薩摩川内市障害者計画策定委員会により素案を作成しまして、庁内会議への提案、審議を経て、現在、12月1日からパブリックコメントの受付中でありまして、パブリックコメント受付終了後は、庁内の会議を経て第3回の策定委員会を開催し、3月の生活福祉委員会の際にはその概要を説明したいと考えているところでありますので、よろしくをお願いします。

○委員長（阿久根憲造） ただいま当局の説明がありましたが、これを含めまして、所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造） 質疑はないと認めます。

以上で、障害福祉課の審査を終わります。

△高齢・介護福祉課の審査

○委員長（阿久根憲造） 次は、高齢・介護福祉課の審査に入ります。

△議案第137号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造） まず、審査を一時中止しておりました議案第137号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎） 歳出について御説明させていただきますので、予算に関する説明書の40ページを御覧ください。

3款2項1目老人福祉総務費の増額補正は、説明欄の老人福祉管理運営費において、会計年度任用職員の報酬の増額でございます。

3款2項3目介護保険対策費の増額補正については、18節負担金補助及び交付金は、説明欄の丸の2番目、地域介護基盤整備事業費について、介護施設等の施設開設準備経費等支援事業及び介護職員の宿舍施設整備事業に係る補助金であり、県からの内示を受け増額するものでございます。

27節繰出金の増額は、後ほど介護保険事業特別会計において御説明しますが、人事異動に伴います給与費の増額、介護認定審査費の備品購入及び令和5年度介護報酬改定等に伴う、システム改修に伴います介護保険事業特別会計の繰出しの増額補正であります。

続きまして、歳入について御説明させていただきますので、21ページを御覧ください。

16款1項1目民生費負担金、2節老人福祉負担金の増額補正は、低所得者保険料軽減負担金の令和4年度分の追加交付であります。

次に、23ページを御覧ください。17款1項1目民生費負担金、2節老人福祉負担金の増額補正についても、低所得者保険料軽減負担金の令和4年度分の追加交付でございます。

次に24ページを御覧ください。同款2項2目

民生費補助金、6節介護保険事業補助金の増額補正については、備考欄に記載のとおり、歳出で御説明いたしました地域介護基盤整備事業補助金の県からの内示に伴うもので、補助率は100%であり、介護保険事業補助金として、これも歳出で御説明いたしました介護保険事業特別会計の繰出金のうち、令和5年度介護報酬改定に伴うシステム改修補助金で補助率は2分の1でございます。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第143号 令和5年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）次に、議案第143号令和5年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）まずは歳出から御説明させていただきますので、予算に関する説明書の162ページを御覧ください。

1款1項1目総務管理費の増額補正は、備考欄に記載の1節報酬につきましては、会計年度任用職員の報酬の増、4節共済費につきましては、人事異動等に伴います共済費の増、12節委託料につきましては、一般会計でも御説明しました令和5年度介護報酬改定等に伴うシステム改修業務委託に係る増で、18節負担金補助及び交付金は、国保連合会の経営基幹業務システム負担金の単価改定に伴います増額補正であります。

次に、163ページを御覧ください。

1款3項1目介護認定審査費の減額補正は、1節報酬は、介護認定審査会に係る委員報酬で、審査会の開催回数の減に伴います減額及び会計年度任用職員の報酬の増で、8節旅費は、審査会の開催回数の減に伴います減額で、11節役務費は、主治医意見書作成手数料の実績見込みに伴う減額であります。

17節備品購入につきましては、介護認定審査事業に係る車両購入であります。備品購入の理由

につきましては、介護認定訪問調査で使用していた車両が事故にて廃車になったもので、新たに購入しようとするものでございます。

この事故につきましては、鹿児島市内において、訪問調査から帰る途中、訪問調査業務専門員が運転する公用車が赤信号で停止していたにもかかわらず、後方より追突され、車両が廃車となったものでございます。

次に、164ページを御覧ください。

2款1項1目居宅介護サービス費の減額補正は、備考欄に記載のとおり、地域密着型介護サービス給付費の実績見込みに伴う減額で、次の165ページの同款2項1目介護予防サービス給付費の増額補正は、備考欄に記載のとおり、地域密着型介護予防サービス給付費及び介護予防住宅改修費の実績見込みに伴う増額でございます。

次に、166ページを御覧ください。

5款2項1目一般介護予防事業の増額補正は、備考欄に記載の1節報酬につきましては、会計年度任用職員の報酬の増、4節共済費につきましては、人事異動等に伴います共済費の増であります。

次に167ページを御覧ください。

同款3項8目認知症総合支援事業の減額補正は、1節報酬から4節共済費につきましては、介護予防業務専門員の欠員に伴います減額で、8節旅費につきましては、備考欄に記載の費用弁償及び普通旅費であります。研修会がウェブ開催となったことに伴います減額でございます。

次に168ページを御覧ください。

7款1項1目介護給付費準備基金積立金の増額補正は、歳入で御説明しますが、前年度繰越金確定に伴います増額補正であります。

次の169ページの10款1項2目償還金の増額補正は、令和4年度分の介護給付費確定に伴う国庫支出金等の精算返納金になります。

続きまして、歳入について御説明させていただきますので、156ページを御覧ください。

4款2項4目地域支援事業交付金の減額、次の157ページの5款1項2目地域支援事業支援交付金の増額、次の158ページの6款3項1目地域支援事業交付金の減額及び次の159ページの9款1項1目一般会計繰入金のうち、4節地域支援事業繰入金の増額、5節地域支援事業繰入金の減額は、歳出で御説明しました会計年度任用職員

の報酬の増、人事異動等に伴います共済費の増、介護予防業務専門員の欠員に伴います減額等により、国支払基金、県及び市負担分の財源調整に係る増額及び減額でございます。

1 1 節一般会計繰入金の増額は、歳出で御説明いたしました、総務管理費におけるシステム改修業務委託に係る増額、介護認定審査費における介護認定審査に係る委員報酬の減及び備品購入に係る増額等に伴い、一般会計からの繰入金を増額するものであります。

次に160ページをお開きください。

9款2項1目介護給付費準備基金繰入金の減額補正は、次の161ページの10款1項1目繰越金の確定に伴い、9款2項1目の介護給付費準備基金繰入金を減額し、10款1項1目の繰越金を増額するものであります。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）先ほどの介護の積立金が2億1,676万円ということで、それから、63ページでは介護認定審査費が減で150万減ということで、ちょっと何か介護の認定が減っていることとの関係というのがあるのかなと思うんですが、どうなるのでしょうか。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）まず、前段の基金の積立金の増につきましては、要するに前年度繰越金の確定に伴いまして、精算返納金を除いた部分につきましては基金に積み立てるという会計処理でございます。

あと、2番目の介護認定審査費の減額補正につきましては、あくまでも当年度の介護認定審査会の開催が減った。これは、従前から御説明しております、介護認定の期間が平成30年から、2年から3年に延びておりますので、有効期間が延びたことで3年間は審査会が減るんですけども、今の現在の計画では、令和6年度は介護認定の申請件数が3年目ということで増える見込みを立てておりますけれども、令和5年度につきましては、予想よりは若干、介護認定の申請、あくまでも多いのは継続、新規ではなくて、継続の申請が若干少なくなっているという状況でございます。

○委員（井上勝博）例年と比べてこの積立金というのは多いほうなんですか、少ないほうなん

ですか。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）昨年も約2億前後の積立ては行っております。

○委員（井上勝博）現在その基金はどのくらいあるんですか。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）この補正を御承認いただければ約10億ぐらい基金があるということ、補正が決定前なんですけれども、一応その金額になっております。

○委員（井上勝博）来年でしたっけ、介護保険料の改定が。これだけ10億もたまってしまったわけですが、どのようにお考えなんでしょうか。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）それにつきましては、後ほどまた若干触れるんですけども、今、第9期の介護保険計画の策定委員会を開催させていただいております、今2回ほど委員会をして、また今月19日にも委員会を開催するんですけども、その中で委員会の中で給付費見込み、今後、令和6年度からの3年間はこれぐらいの給付が見込まれるのではないかということを一応お決めいただきますけれども、何せ皆さん御承知のとおり、まだ介護報酬の改定が国がどれだけ上げるのかとか、様々な決定が示されていませんので、この段階でどれだけ見込まれるかも分かっておりません。ただ、委員おっしゃるように、これだけ基金があるということは当然皆さん御存じなので、それを含めた形で今後介護保険料をどうするかはまたこちらのほうで検討させていただきたいと思うんですけど、今の段階で介護保険料がどうなるということはちょっとお答えできないことを御承知おきいただきたいと思います。

○委員長（阿久根憲造）ほかはよろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第150号 令和5年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）次に、審査を一時中止しておりました議案第150号を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）歳出について御説明させていただきます。予算に関する説明書の25ページを御覧ください。

3款2項1目老人福祉費の増額補正は給与改定に伴うものでございます。

次に、同項3目介護保険対策費の増額補正は、後ほど介護保険事業特別会計において御説明しますが、給与改定に伴います繰出金の増額であります。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△議案第157号 令和5年度薩摩川内市  
介護保険事業特別会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）次に、議案第157号令和5年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）まずは、歳出から御説明させていただきますので、予算に関する説明書の138ページを御覧ください。

1款1項1目総務管理費の増額補正、次の同款3項1目介護認定審査費の増額補正、次の140ページの5款2項1目一般介護予防事業費の増額補正、次の141ページの同款3項1目総合相談事業費の増額補正、同項4目任意事業費の増額、同項7目生活支援体制整備事業費の増額、同項8目認知症総合支援事業費の増額補正については、給与改定に伴うものでございます。

次に142ページをお開きください。

7款1項1目介護給付費準備基金積立金の減額補正は、先ほど説明しました給与改定に伴います基金積立金の減額補正でございます。

続きまして、歳入について御説明させていただきますので、134ページを御覧ください。

4款2項4目地域支援事業交付金、次の135ページの5款1項2目地域支援事業支援交付金、136ページの6款3項1目地域支援事業交付金、次の137ページの9款1項1目一般会計繰入金は、歳出で御説明しました給与改定に伴い、それぞれの負担割合に応じて増額補正を行うものでございます。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）次に所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）資料はございませんが、口頭で御報告をさせていただきます。

先ほどもちょっと御質問いただいたんですけども、6月の生活福祉委員会において御報告申し上げました薩摩川内市高齢者福祉計画、第9期介護保険事業計画の進捗状況について御報告を申し上げます。

先ほどと重なりますけれども、現在まで2回の計画推進委員会を開催しております。今月19日に3回目の委員会を開催し、計画の素案を承認いただき、その後、パブリックコメントを実施いたします。パブリックコメントで御意見等を頂きながら、来年2月に4回目の計画推進委員会を開催し、計画の最終決定を行うこととしております。計画の最終決定後に、介護保険料等の改正を含めた薩摩川内市介護保険条例の一部を改正する条例を3月議会に提案することとしており、生活福祉委員会においても、この条例及び計画について内容の御説明を行うこととしております。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて、所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）パブリックコメントの大体いつからいつぐらいというのは、もう分かっているんですか。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）予定といたしましては、今月19日、計画策定委員会が終わったときと同時にパブリックコメントのほうを掲載させていただいて、翌年1月18日までの期間を予定しております。

○委員（井上勝博）もう来年の介護保険料も分かるわけですか。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）すいません。この計画では給付見込みをあくまでも決めます。要するに令和6、令和7、令和8、3か年間、介護給付がこれだけ要りますよねというのを決めていただきます。それでその後に我々として、事務方として、国県の交付金が幾ら入ってくる、先ほど委員のおっしゃった基金はこれだけあるとなると、住民の方から幾ら介護保険料を頂ければ3年間この事業が健全に運営できるということを決めるのは、介護保険料を決めるのは当局のほうで決めさせていただきます。委員会においてはあくまでも、こういうサービスが必要ではないか、そうなるのであればこの介護の給付見込み量があるよねというところを決めていただきますので、介護保険につきましては、パブリックコメントにも載りませんし、結局、委員の皆様にお示しできるのは、介護保険条例の改正のときにこうなりますということでお示しすることになります。

○委員（井上勝博）私も65歳になって介護保険証がやってまいりました。皆さんもそういうことが起こるといことなんですよ。やっぱり気になるのは、僅かな年金から介護保険料が引かれる、どのぐらい引かれるのかなというのがやっぱり一番気になるわけで、市民の声を聴くためにも、大体こんなふうになりそうですよというのを出してパブリックコメントするというのも、一つの市民の声を聴くという点では大事なことじゃないのかなと思うんですが、どうなんでしょうか。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）御意見としては承りますけれども、あくまでも計画としては給付見込み量を決めるということが大前提でございますので、その辺は御理解いただきたいと思っております。

○委員長（阿久根憲造）ほかはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

以上で、高齢・介護福祉課の審査を終わります。御苦労さまでした。

ここで、休憩します。再開はおおむね3時10分とします。

~~~~~

午後2時53分休憩

~~~~~

午後3時11分開議

~~~~~

○委員長（阿久根憲造）それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

△保護課の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、保護課の審査に入ります。

△議案第137号 令和5年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）まず、審査を一時中止しておりました議案第137号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保護課長（新川皇祐）それでは、歳出から説明いたしますので、予算に関する説明書の

43ページをお開きください。

3款4項1目生活保護総務費、事項、生活保護管理運営費につきまして、増額補正を行うものがあります。

補正の内訳としまして、最低賃金改定による月額2分の1会計年度任用職員報酬についての増額補正でございます。

次の国庫支出金等精算返納金は、生活保護費等国庫負担金の確定に伴い、令和4年度中に多く受け入れた国庫負担金を返納するために増額補正を行うものでございます。

歳出は以上です。

歳入はございません。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第150号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）次に、審査を一時中止しておりました議案第150号を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○保護課長（新川皇祐）歳出から説明いたしますので、予算に関する説明書の27ページをお開きください。

3款4項1目生活保護総務費、事項、生活保護管理運営費、その下、生活保護適正実施推進事業費、その下、被保護者就労支援事業費につきまして、増額補正を行うものであります。

補正の内訳としまして、人事院勧告に伴う職員給与及び月額の会計年度任用職員報酬等の増額であります。

歳出は以上です。

歳入はございません。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）次に、所管事務調査を行います。

当局に補足説明を求めます。

○保護課長（新川皇祐）それでは、生活福祉委員会資料、5ページをお開きください。

令和3年1月から必須事業になっております健康管理支援事業の実施状況について説明いたします。

まず、1の目的につきましては、健康に関する知識を広め、健康の維持のための生活習慣を改善することを支援し、医療扶助の適正化を目指すものでございます。

事業内容については、（1）から（8）まで示されており、内容は記載のとおりでございます。

特に、（1）の健康受診勧奨、一般健康診査を重点事業と位置づけております。ちなみに、一般健康診査は40歳以上の生活保護利用者が対象となっており、特定健康診査が40歳から74歳までの市民を対象としております。検査内容は同一のものでございます。

次に、2の一般健康診査実績の受診者数、受診率はお目通しください。

次に、3の被保護者健康管理支援事業実績、（1）の健診受診勧奨のための支援は、健診案内通知だけではなく、電話及び個別面接で健診を受けるよう説明をしたものです。令和3年度の実績がゼロになっておりますが、同年度の一般健康診査は受診期間が2か月間と短期間であったこと、また、コロナ禍により個別指導等が積極的にできなかったものでございます。

なお、令和4年度からは、特定健康診査と同期間の8か月間となっております。

その下、健康管理支援だより発行につきましては、健康管理支援事業の説明、がん検診の案内、血圧、糖尿病、肥満症及び薩摩川内市ベジライフ宣言等について、A4用紙両面印刷にて全戸配布しております。

（2）の医療機関受診勧奨は、健康診断受診後、要精密と診断されながらも再検査を受けていない方に対応したものでございます。

（3）の保健指導・生活支援は、健診後の結果

について、通常、市民健康課の保健師が行いますが、社会性に欠ける方などについて、保護課の担当保健師が実施したものでございます。

その下、ハイリスク者支援については、治療中断者や傷病を幾つも抱えている方などをシステムから抽出し、保健指導を行ったものです。

その下、生活支援者については、いわゆるごみ屋敷や各種依存症の方について、支援したものでございます。ちなみに、各種依存症とは、生活に支障を来しているのに特定のものをやめたくてもやめられない行為、アルコール、薬物等でございます。

(4)の重症化予防は、治療を継続している方で経過不良者に対し、主治医及び関係機関に病状調査や生活状況などの聞き取りを行った上で、治療の継続や栄養指導を行ったものでございます。

(5)から(8)につきましては、記載のとおりでございますので、お目通しください。

いずれの事業におきましても、事業対象者に対し、少しずつではございますが、実績が上がっているものと認識しております。

次の4は傷病発生状況であり、生活保護利用者の傷病の上位3位までを記載してございますので、お目通しください。

同事業は、現在3年目を迎えており、病院嫌いや重症化してから受診する方など、課題も多くございますが、今後も生活保護利用者に寄り添い、健康維持と医療扶助の適正化について、事業を進めてまいります。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般に関して、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）対象者数は、令和4年度で見ると624人いて、受診されたのは75名ということなんですけど、この624人というのは、例えば病院に通っている方々も含まれていると思うのですが、どうなんですか。

○保護課長（新川皇祐）病院に通っていらっしゃる方も中にはいらっしゃるんですけど、一般的な全部の健康診断を行いますので、長期入院とかいう方を除いた方に案内を送っております。

○委員（井上勝博）この12%というのは、他市との比較で見たらどんな感じなんですか。

○保護課長（新川皇祐）健康管理支援事業担

当総括主任に回答させます。

○グループ員（中間隆美）健診の受診率のことなんですけれども、やはりどこの市町村、国も県も、5%から7%ぐらいを行っているという状況です。

特定健診につきましては、今、薩摩川内市のほうでは50%をちょっと超えるような数値でしているんですけども、やはり生活保護を受給されているという方は健康に対する意識が低くて、なかなかそれに結びつかない。私どもの今させていただいている事業は、この健診の結果を基に、健康状態を把握して、事業の展開をするということになっておりますので、今、受診率の向上のほうに努めているところでございます。

○委員（井上勝博）この令和4年度で見ると、75名が受診されて、そして、そのうち要精密検査ということで、医療機関受診勧奨というのは、お医者さんに精密検査してもらったほうがいいという方が75名のうち21名もいらっしやっつた、そういう理解でよろしいですか。

○グループ員（中間隆美）おおむねそのような件数です。

しかし、要医療という判断が出た方以外にも、要支援とか、複数のいろんな検査結果で異常値がある方がいらっしやったりするので、そこは、要精密検査の方で支援しなければいけないという方が少し増えているというような状況でございます。

○委員長（阿久根憲造）ほかはよろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

以上で、保護課の審査を終わります。

△子育て支援課の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、子育て支援課の審査に入ります。

△議案第137号 令和5年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）まず、審査を一時中止しておりました議案第137号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○子育て支援課長（前門宏之） それでは初めに、歳出の主なものについて説明しますので、第9回補正の予算に関する説明書、41ページをお開きください。

3款3項1目児童福祉総務費、事項、児童福祉管理運営費については、会計年度任用職員等に係る人件費の増額補正を、委託料については、国の交付基準額の増に伴う委託料の補正を、補助金については、認可外保育施設多子世帯保育料軽減事業の実績見込みの増に伴う補正を行うものです。

精算返納金については、国庫支出金として、子ども・子育て支援交付金及び低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支援事業の実績確定に伴う精算返納金、県支出金として、地域子ども・子育て支援事業費補助金の精算返納金になります。

事項、児童福祉施設整備費については、保育園整備事業の見送りに伴う減額補正になります。

事項、保育対策総合支援事業費については、新型コロナウイルス感染症対策支援事業、保育所等におけるICT化推進等事業の実績確定に伴う国庫支出金の精算返納金になります。

2目児童措置費、事項、児童手当福祉費については、令和4年度児童手当支給事業の実績確定に伴う交付金及び県負担金の精算返納金になります。

4目保育園費、事項、保育所運営費については、施設等利用給付事業の預かり保育利用の実績見込みの増に伴う補正になります。

42ページをお開きください。

5目母子福祉費、事項、母子福祉対策事業費については、母子家庭等自立支援給付金事業の実績確定に伴う国庫補助金の精算返納金、事項、児童扶養手当福祉費については、児童扶養手当支給事業の実績確定に伴う国庫負担金の精算返納金及び低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業の実績確定に伴う交付金の精算返納金になります。

44ページをお開きください。

4款1項1目保健衛生総務費、右側説明欄のうち、本課分は二つ目の丸、事項、子ども医療費助成費で、同事業の実績見込みの増に伴う補正になります。

次に、歳入について御説明しますので、予算に関する説明書の21ページをお開きください。

16款1項1目3節児童福祉費負担金については、歳出で説明いたしました保育園費の保育利用の実績見込みの増に伴い、子育てのための施設型利用給付費負担金の補助対象分を増額補正するものです。

22ページをお開きください。

16款2項2目3節児童福祉費補助金の保育所等整備交付金については、歳出で説明いたしました保育園の整備事業見送りに伴い、交付金を減額補正するもの及び子ども・子育て支援交付金については、国の交付基準額の増に伴う委託料の増額により、交付金を増額補正するものになります。

23ページをお開きください。

17款1項1目3節児童福祉費負担金については、歳出で説明いたしました保育園費の保育利用の実績見込みの増に伴い、県負担金を増額補正するものになります。

24ページをお開きください。

17款2項2目3節児童福祉費補助金については、歳出で説明いたしました国の交付基準額の増に伴う委託料の増額により、地域子ども・子育て支援事業費補助金を増額補正するものになります。

3目1節保健衛生費補助金については、歳出で説明いたしました子ども医療費助成事業の実績見込みの増に伴い、子ども医療費助成事業費補助金を増額補正するものになります。

○委員長（阿久根憲造） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） 子ども医療費助成費の増額で8,082万円ということですね。大体今3億円かかっているというふうに前に聞いたことあるのですが、現在も3億円くらいなわけですか。

○子育て支援課長（前門宏之） 額につきましては、やっぱり上下します。特に今回補正額が大きかったのは、よく言われる新型コロナ明けで、感染力が高い別のウイルス系が流行った感じで上がってきております。なかなか、こういった傾向がございまして、とは言えない中ですが、今回に限っては増傾向に作用したということになります。

○委員長（阿久根憲造） ほかによろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造） 質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第150号 令和5年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造） 次に、審査を一時中止しておりました議案第150号を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○子育て支援課長（前門宏之） それでは、歳出の主なものについて御説明しますので、第10回補正の予算に関する説明書の26ページをお開きください。

3款3項1目児童福祉総務費、事項、児童福祉管理運営費及び利用者支援事業費において、人事院勧告に伴う人件費の増額補正になります。

4目保育園費、事項、保育所運営費において、同じく人事院勧告に伴う共済費の増額補正になります。

○委員長（阿久根憲造） ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造） 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について、質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） 放課後児童クラブのことで、昨日会議があって訴えられているんです。坂口議員も一般質問で取り上げた問題で、例えば、放課後児童クラブは14時から19時ぐらいまで開けておくというふうになっていて、通常は子どもたちが14時にぴったり来て、夜の19時に帰れば何ら問題ないけれども、現実には学校の都合によって、行事があったりすると、例えば日曜参加があったり、卒業式があったり、家庭訪問があったり、運動会の次の日だったりすると、やっぱり子どもたちが早く来るとか、そういうのがあると。

そうすると、それに備えて児童クラブのほうも早く受け入れるために職員を配置すると。その際に、その職員の給与を払えるんだけれども、その財源はないということで、ずっとこの問題が話し合われているんだけど解決がなかなかできないというお話なんです、それはそういう認識でよろしいんですか。

○子育て支援課長（前門宏之） さきの本会議での質問も含めて、部長答弁もいろいろあったと思いますけれども、開所時間については、運営規定の中であらかじめ児童クラブ側からも提示されたものが基本でございます。

それ以外の時間については、委員御指摘のとおり、国・県の補助の対象外となっている部分もあります。現在、その辺りの部分について何か手当てできないかというところで、本課としても問題のほうは認識しておるところです。

具体的な対応策についてはまだ御案内できないところですが、何らかの改善策を提示できたいなと思っております。

○委員（井上勝博） ずっと何年もの間その話が続いているという話だったので、できるだけ早く方向性を見つけていただきたいと思うんです。

国の制度そのものがちょっと硬直的なんだと思うんです。こういったときに、国のほうにも意見を上げているんでしょうか。

○子育て支援課長（前門宏之） 児童クラブに関しては、事務連絡協議会なるもの、本市の分、県の分があります。そちらのほうが多様な要望書、運営に係る方々の負荷を軽減するとか、安全を確保するとか、その中にそういったところも要望されていると思っております。

ただ、今、こども家庭庁ができて、いろんな補助事業が拡充していく中で、児童クラブに関しては、様々なメニューが出てきているんですけども、それらを活用しながら、十分こちらのほうも進めていきたいと思っておりますし、今御指摘があった部分についても、直接何か対応できないか検討しているところです。

○委員（中島由美子） 今の件もなんです、同じように、1年生たちが入学式から1か月近くはもう午前中には帰るんです。そこも児童クラブが対応しています。その分も、全然、こう、対応ができない部分というのか、自分たちの児童クラ

ブの中で何とか払っている部分があるので、それも含めて、結構学校ってイベント等があって柔軟な時間帯で過ごしますから、その後を全部児童クラブが見ている部分があるので、しっかりとした、保護者の方々が働くための居場所でありますから、安全・安心に見ていただくための指導員さんがいらっしゃるので、そこは、国に上げる部分があれば、またしっかり上げていただいて、柔軟な対応ができるようお願いしたいと思います。

それが1点と、あと2点目に、コロナの関係で、コロナはなくなってはいないんです。そうしたときに、児童クラブも、5類に下がるまではずっといっぱいいろいろな補助金を頂いて、消毒薬とか、いろいろ拭いたりするのとか、いろんなものを買えた。今になってもう5類に下がったので、その辺りの補助金が全くなくなって、蓄えていると言ったら変な言い方かもしれませんが、自分たちの中に持っているもので、今までと同じように支払っている、買っているという声があって、なかなか厳しくなっているんですけども、ということなんです、コロナの対策をしなくていいですよと言えいいのかもしれませんが、そういうわけにはいかない状況があると思うんですけど、その辺りの御認識はいかがですか。

○子育て支援課長（前門宏之）まず、1点目の件に関しては、今後、いろいろとよくしてまいりたいと思います。

2点目のコロナの各種消耗品については、直接声も届いております。何らかの手当ができないか、うちのほうもまた検討してまいりたいと思います。

○委員長（阿久根憲造）ほかよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

以上で、子育て支援課の審査を終わります。

△保険年金課の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、保険年金課の審査に入ります。

△議案137号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）まず、審査を一時中

止しておりました議案第137号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂）それではまず、歳出から御説明いたしますので、予算に関する説明書の39ページを御覧ください。保険年金課分は下段からになります。

3款1項4目国民年金費につきましては、会計年度任用職員に伴います人件費の増額でございます。

次に、45ページを御覧ください。

4款1項5目国民保険対策費につきましては、令和5年度国保財政安定化支援事業交付金の内示に確定に伴います増額補正でございます。

次に、同款同項7目後期高齢者医療対策費につきましては、令和4年度市町村療養給付費負担金の確定に伴います精算金及び人件費等に伴います後期高齢者医療特別会計への繰出金の増額補正となっているところでございます。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

以上で、議案第137号令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について、質疑は全て終了いたしました。

これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第141号 令和5年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）次に、議案第

141号令和5年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○**保険年金課長（山元 茂）** まず、歳出から御説明いたしますので、126ページを御覧ください。

1款3項1目運営協議会費につきましては、第3期国民健康保険データヘルス計画の作成に伴い、薩摩川内市国民健康保険事業の運営に関する協議会の開催回数を増やす必要があるため、委員報酬等に係ります経費分を増額補正するものでございます。

次に、127ページを御覧ください。

8款2項4目医療費適正化特別対策事業費につきましては、会計年度任用職員の産休代替に伴います報酬分を増額補正するものでございます。

次に、128ページを御覧ください。

9款1項1目国民健康保険基金積立金につきましては、令和4年度繰越金確定に伴います増額でございます。

前にお戻りいただきまして、125ページを御覧ください。

歳入について御説明いたします。

10款1項2目繰越金につきましては、令和4年度決算の繰越金の確定に伴い増額をするものでございます。

○**委員長（阿久根憲造）** ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（阿久根憲造）** 質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（阿久根憲造）** 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（阿久根憲造）** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第144号 令和5年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

○**委員長（阿久根憲造）** 次に、議案第144号令和5年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○**保険年金課長（山元 茂）** では、歳出について御説明いたしますので、予算に関する説明書182ページを御覧ください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、被保険者から徴収した後期高齢者の保険料を広域連合に負担金として納めるものでございますが、本部・課による徴収実績見込みにより、今回増額補正をするものでございます。

次に、183ページを御覧ください。

3款1項1目健康保持増進事業費につきましては、人事異動に伴います人件費分と令和4年度に実施いたしました一体的実施推進事業におけます鹿児島県後期高齢者医療広域連合との委託契約におきまして、契約に係ります消費税分が消費税法に基づく賦課対象となる旨の情報が年度当初に発せられたため、その対応のため、税務署等との協議を経まして、10月11日に支払いを完了したところでございますけれども、協議終了後、一刻も早く支払うため、本科目の既存予算より執行したため、その分を復元するための補正分を含めた増額補正を行ったところでございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、前にお戻りいただきまして、180ページを御覧ください。

4款1項1目繰入金につきましては、歳入で御説明いたしました人事異動等に伴います人件費の増額補正でございます。

次に、181ページを御覧ください。

5款1項1目繰越金につきましては、令和4年度決算に伴います繰越金の確定額を増額補正するものでございます。

○**委員長（阿久根憲造）** ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（阿久根憲造）** 質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第150号 令和5年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）次に、審査を一時中止しておりました議案第150号を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂）それでは、歳出について御説明申し上げます。

予算に関する説明書24ページを御覧ください。保険年金課分は下段からになります。

3款1項4目国民年金費、次に28ページを御覧ください、4款1項5目国民健康保険対策費及び29ページを御覧ください、同款同項7目後期高齢者医療対策費につきましては、それぞれ人事異動等に伴います人件費の増額を行ったものでございます。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

以上で、議案第150号令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について、質疑は全て終了いたしました。

これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありません

か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第155号 令和5年度薩摩川内市
国民健康保険事業特別会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）次に、議案第155号令和5年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂）歳出について御説明いたしますので、予算に関する説明書、111ページを御覧ください。

8款1項1目特定健康保健指導事業費、次に112ページを御覧ください、8款2項4目医療費適正化特別対策事業費につきましては、それぞれ会計年度任用職員の人件費に係ります増額補正分でございます。

続きまして、歳入でございます。

110ページを御覧ください。

6款2項1目保険給付費等交付金につきましては、歳出で御説明いたしました人件費の増額に伴うものでございます。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第158号 令和5年度薩摩川内市
後期高齢者医療事業特別会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）次に、議案第
158号令和5年度薩摩川内市後期高齢者医療事
業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂）歳出について御
説明を申し上げます。

予算に関する説明書、156ページを御覧くだ
さい。

3款1項1目健康保持増進事業費につきましては
は、人事異動等に伴います人件費の増額補正でござ
います。

続きまして、歳入について御説明いたします。

前にお戻りいただきまして、154ページを御
覧ください。

4款1項1目繰入金、続きまして155ページ
を御覧ください。

6款5項5目雑入につきましては、それぞれ歳
出で御説明いたしました人事異動等に伴います人
件費の増額補正分でございます。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明
がありましたが、これより質疑に入ります。御質
疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めま
す。

これより、討論、採決を行います。討論はあり
ませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）討論はないと認めま
す。

これより採決を行います。本案を原案のとおり
可決すべきものと認めることに御異議ありません
か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めま
す。よって、本案は原案のとおり可決すべきもの
と決定しました。

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）次に、所管事務調査
を行います。

当局に説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂）それでは、委員
会資料はございませんが、所管事務調査といたしま
して一点御報告をさせていただきたいと思いま
す。

去る9月議会の委員会におきまして資料を提示
し御説明申し上げました第3期国民健康保険デー
タヘルス計画につきましてでございますが、現在、
当初の予定どおり進んでおりまして、前回御説明
いたしました時点より大きな変更点は特にござい
ません。

今後は、年内に協議会を実施し、パブコメに諮
り、2月の協議開催を経まして、3月議会で計画
書の完成の御報告を行った後、市ホームページ等
によりまず広報周知をすることとしております。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明
がありましたが、これを含めて、所管事務全般に
ついて、これより質疑に入ります。御質疑願いま
す。

○委員（井上勝博）県の国保財政安定化基金が
あるわけですが、これは市町村に使えるお金とい
うことで、昨年度が5億円活用できたということ
なんですけど、今年度はあまり活用されないよう
な話なんですけど、その辺りについてはどういうふ
うに今なっているか教えていただけますか。

○保険年金課長（山元 茂）ただいま委員の
ほうからも御指摘がありましたように、県が持つ
ています国保財政安定化基金につきましては、こ
ちらの市町村からの負担金、その不用額等を積み
上げたものになるんですが、かなり貯まっている
ことは事実でございます。ですので、構成市町村
であります鹿児島市、薩摩川内市を含めまして、
財政安定化基金の最大限の活用というものは常々
申し上げておるのですけれども、結果的に積算を
行いますのが県でございますので、県がどれだけ
活用するかということでございます。最大限の活
用の要望をずっと引き続き行っている状況でござ
います。

○委員（井上勝博）県議会の一般質問では、去
年は5億円だったけど、今年度は8,000万円
というような、極端に絞ってきたという感じがす
るのですが、その辺りについては、県からは何か
言ってきているのですか。

○保険年金課長（山元 茂）県のほうから、
本算定で、結局、その負担金確定に伴います数値

が1月頃に参るんですが、そちらのほうで、薩摩川内市におきます負担金のほうを確定してまいります。

その中に詳細の内訳が載っておりますけれども、財政安定化基金からどれだけ入れ込んだ——市別では出ておりませんが、県全体で幾ら入れ込んだという数値は出てまいりと思います。そこで実際に金額が分かるわけですが、今、委員のほうで申されました8,000万円という数字は、公式には承っておりません。

○委員長（阿久根憲造）ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

以上で、保険年金課の審査を終わります。

△委員会報告書の取扱い

○委員長（阿久根憲造）以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただきたいと思います。ついては、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

△閉会中の委員派遣の取扱い

○委員長（阿久根憲造）次に、閉会中の委員派遣についてお諮りします。現在のところ現地視察は予定しておりませんが、今後必要となった場合は、その手続を委員長に一任いただきたいと思います。ついては、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

△閉 会

○委員長（阿久根憲造）以上で、生活福祉委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会生活福祉委員会

委員長 阿久根 憲 造